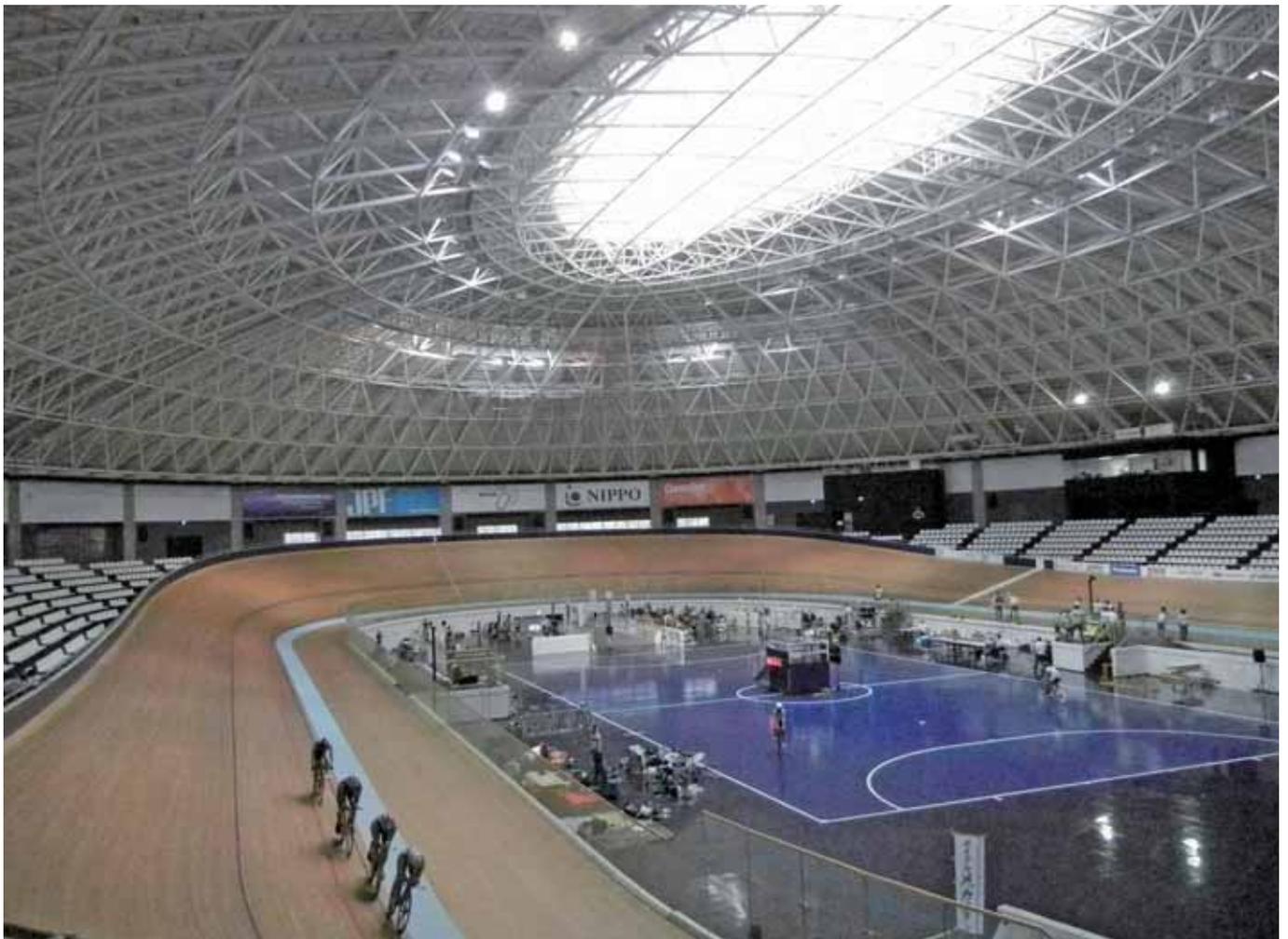


行政書士しずおか

No.285
2016年秋号



2020年東京オリンピック自転車競技開催予定地 伊豆ベロドローム

- ・委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告
- ・平成28年度行政懇談会

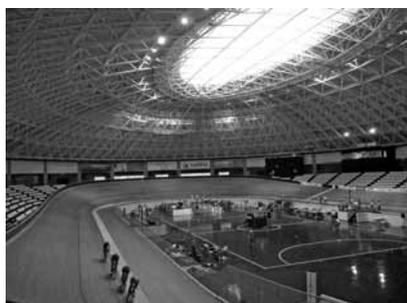


静岡県行政書士会



伊豆ベロドローム

CONTENTS



シリーズ『静岡県の日本一』

≪コンチネンタル・サイクリング・センター (サイクル・スポーツ・センター)≫

コンチネンタル・サイクリング・センター修善寺は国際自転車競技連合が設置する「ワールド・サイクリング・センター」のサブセンターとして一般財団法人日本サイクルスポーツセンターにアジアで初めて設置されています。

サイクルスポーツセンター施設の一部である伊豆ベロドロームは日本で唯一、五輪クラスの国際大会の規格に対応した屋内型板張り250mトラックを有する施設で、観客席数は常設：1,800席、仮設：1,200席を備えています。

伊豆ベロドロームは、2020年東京オリンピックの自転車競技のトラックレース開催地として予定されています。

委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告	2
講習会・研修会	12
平成28年度行政書士制度広報月間	13
平成28年度行政懇談会	14
新入会員特別研修会	26
私の目指す行政書士像	
富士支部 栗田亜希子	28
清水支部 土橋 豪	28
西遠支部 鈴木 貴広	28
第3回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会開催	29
『女性会員交流会』に参加して	30
投 稿	
年輪・ツイッター	富士宮支部 保坂 昭秀 31
防人の歌と「わだつみの声」	静岡支部 佐藤 吉男 32
静岡県立美術館開館30周年記念展「東西の絶景」、支部にて鑑賞会	静岡支部 関根 珠雄 34
掲 示 板	36
会員の動静	37
会 務 録	42
living room「とんぼ」	会長 岸本 敏和 47
つぶやき・編集後記	48

委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告

進捗状況報告

平成28年9月13日開催の理事会に於いて、委員会、グループ、プロジェクトチームの委員長、キャプテン、チーフから担当業務進捗状況の報告がなされましたので掲載いたします。

業務拡充開発部門

著作権業務普及G キャプテン 中津川浩淳

- ・グループ部会開催 6月24日
- ・会員向け著作権講習会 2月24日予定
- ・著作権相談員養成講習会 12月22日予定
- ・CRIC（著作権情報センター）への継続加入済み
- ・著作権事例テキスト（改訂版）普及、販売
昨年度、関地協所属の単位会にサンプルを送っているので、今年度は各単位会担当者にアンケート実施。テキストと講習会のセットで販売を試みる
- ・著作権オープンセミナー 第1回 8月20日開催参加者18名
- ・行政書士が作る著作物を調査研究
現在、行政書士が業務をする上で必要な著作物に関するデータベースを作成するため、資料を検討中
- ・公教育に対する著作権の役割検討 6月24日静岡産業大学で講師担当

代理権開発PT チーフ 中山 誠

- ・6月20日に委員会を開催し、年間の事業計画について協議。金融機関への代理権業務フォローの現状を確認。
- ・7月21日委員会を開催し、金融機関代理権推進の為の金融機関宛の挨拶文と今後の対応について協議。多くの金融機関は行政書士の代理権について理解されていますが、一部の金融機関で充分理解されていないようです。行政書士にとって相続だけでなく、中小企業支援等業務を円滑に進めるためにも重要なことなので、静岡県行政書士会会長と静岡県銀行協会会長との対談を実現させ、当会広報誌に掲載し、地域各金融機関にPRしていきたいと思っております。

6次産業化開発PT チーフ 森 博士

- ・委員会1回、資料収集方法について
- ・官庁との意見交換予定（6次産業マーケティング班）
- ・県内においてインバウンドを積極的に取り入れている市町の実情と地元商品（6次産業開発等）の関わり合い等の企業視察検討（12月）
- ・議員懇談会を通じての意見交換

中小企業支援業務開発PT チーフ 松島正幸

- 6/15・7/12・8/16 委員会会議
- ・6/15県経済産業部商工業局商工振興課と「受注機会の増大条例」の具体的施策について、8/30同経営支援課訪問と『中小企業振興条例』等について打合せ、意見交換を実施した。
 - ・企業価値を高める経営レポート静岡版制作の為の研究・準備
9月上旬にレポート作成対象企業へのヒアリング実施予定
 - ・知的資産経営報告書簡易版作成の為の研究・準備
 - ・知的資産経営報告書の改良版制作の為の研究・準備
ページ数を少なくして読み易い、わかり易い報告書を作成するため掲載内容の掲載方法の研究、編集を行っている。

補助金業務普及PT チーフ 若杉利枝

第1回委員会を平成28年5月25日に開催、今後の活動計画を立て、その後、公益財団法人 静岡県産業振興財団革新支援チームリーダー佐野哲様と面談、今後開催予定の講習会講師派遣に付いて打診した。講習会の日を8/30と定め、「地域活性化事業」及び中小企業等経営強化法「経営力向上計画の概要」、環境資源協会による「業務用ビル等における省CO2促進事業、三次公募」及び補助金応募から事業完了報告までの流れと行政書士の関わり方、報酬、補助金一覧表の説明今年度から、午後13時30分～15時までを小委員会開催として中小企業支援委員会の全体会に出席、意見交換をする事とした。

特定行政書士法定研修PT チーフ 中山正道

- ・DVD研修の運営の検討
- ・研修資料、研修会場の下見、調査
- ・DVD研修の実施（3回）
7/2(土)、7/30(土)、8/21(日)
- ・受講者 18名

公共嘱託拡大PT チーフ 諸田 薫

- ・公行第1号受託 6月9日 調査中
- ・公行第2号受託 6月6日 8月納品
- ・公行第3号受託 6月9日 調査中
- ・公行第4号受託 7月4日 8月納品
- ・公行第5号受託 7月6日 調査中

業務開拓PT チーフ 平岡康弘

- ・実績が必要なため、焼津鯉節水産加工業組合より登録申請受託
(山本訓靖委員が申請に向けて業務を実行中)
- ・農林水産省知的財産戦略「2020」、農林水産省の輸出強化戦略の調査研究の資料収集、その他関連業務講習会出席
ジェトロ「農水産物・食品輸出入入門セミナー」
7月26日
静岡県経済産業部マーケティング課も講習会
8月30日
- ・地理的表示登録を行う団体等への営業活動
天竜森林組合、静岡市菓子組合、浜名湖漁業組合等

講習会内容検証PT チーフ 神木俊典

7月5日委員会開催 会長出席のもと、PTの活動方針確認。
日程確認及び今年度行なわれる講習会においてアンケートを実施し受講者から出された意見等を年内には取り纏める予定。
アンケート内容・様式はPTのサイボウズで意見を出し合い決定。
8月5日委員会開催 アンケートを実施する講習会の決定。各講習会に出席しアンケート実施・説明するPT委員の分担決め。
その他、各講習会での講師からも聞き取りアンケートを行なうことを確認した。

業務普及推進活動部門

農地土木委員会 委員長 土田 哲

- ・委員会は毎月1回開催、小委員会は適宜開催
- ・11/17(木) 開発行為許可申請への第一歩（西部ブロック）
- ・11/24(木) 開発行為許可申請への第一歩（東部ブロック）
- ・12/1(木) 国有地の払い下げについて（中部ブロック）
- ・意見交換会は、H29年3月に開催予定。
- ・ビサイド、ビジネスレポート等の広報原稿作成。
- ・各無料相談会対応
- ・農業委員会法改正に対する対応

運輸委員会 委員長 田畑 浩

- ・委員会…2回 小委員会…1回 を開催
- ・7月8日…車庫証明代理申請の講習会を開催（シズウエル）
- ・9月14日…出張封印講習会開催予定（自動車会議所）
- ・県議との業務懇談会について特殊車輛等の四議題を提案
- ・8月5日…自動車会議所・山下専務及び袴田氏と意見交換を行う
- ・会員相談フォームより車庫証明登録相談があり、委員会にて検討し回答
- ・車庫証明代理申請講習会による代理申請行為定着化の実施

環境委員会 委員長 桜井俊文

- ・委員会3回開催
- ・28年11月15日開催（収集運搬業許可申請講習会）
- ・28年4月に静岡県事務取扱要綱変更事項について会員へアナウンス
- ・28年7月21日産廃協会講習会に参加（食品廃棄物の適正処理に関する講習会）
- ・優良認定の研究
- ・手引きに代理申請の方法を記載
- ・優良認定について研究を行う。
- ・会員からの情報を研究する
- ・28年10月関地協専門部会に参加
- ・手引き書(制作中)についてリサイクル課と調整する。

建設業委員会 委員長 梅原勤一

- ・平成28年4月7日午前 建設業課新体制へ表敬訪問
- ・平成28年4月18日午後 小委員会開催（建設業課新体制への対応協議）
- ・平成28年5月12日午後 小委員会後、県庁にて建設業課との初会合開催
- ・平成28年5月26日午後 委員会開催（28年度活動日程・県会合報告・解体）
- ・平成28年6月3日午後 県庁にて建設業課とスケジュール打ち合わせ
- ・平成28年6月15日午後 委員会開催（県との意見交換会・主任審査員会議他）
- ・平成28年6月29日午後 県庁にて解体工事業新設に伴う事前審査員対応協議
- ・平成28年7月7日午前 県庁にて経審工事経歴書不持参、記載方法の対応協議
- ・平成28年7月20日午後 第5回社会保険未加入対策推進中部協議会出席
- ・平成28年7月26日午前 委員会開催（午後講習会準備・主任審査員会議他）
- ・平成28年7月26日午後 第1回業務講習会開催（解体工事業新設に伴う経審、許可）
- ・平成28年8月3日午前 小委員会開催（業務委託契約変更設計見積り協議他）
- ・平成28年8月5日午前 委員会開催（意見交換会・業務講習会テーマ検討他）
- ・平成28年8月5日午後 主任審査員会議開催（事前審査上の問題点・解体工事業・高齢化対策他）
- ・平成28年8月17日午前 県庁にて協議会開催（経審に関する審査基準・再審査他）

中小企業支援委員会 委員長 松島正幸

委員会会議 6/9・7/5・8/19に実施

- ・今年度実施予定の委員会主催講習会について内容を検討し準備を行った。
- ・事業承継、企業法務、BCP、創業支援等重要項目について担当者を決定
- ・日本政策金融公庫の創業支援セミナー（静岡8/27・浜松9/3）に講師を派遣した
- ・6/15県経済産業部商工業局商工振興課と「受注機会の増大条例」の具体的施策について、8/30同経営支援課訪問と『中小企業振興条例』等について打合せ、意見交換を実施した。

風俗保健委員会 委員長 杉本和也

講習会について

- ・「民泊」をメインテーマに開催を検討
6/9に静岡県衛生課生活衛生班の班長森川氏、主査小澤氏を表敬訪問
→「民泊」については国の指針が決定を待っている状態
→2016年秋の臨時国会or2017年通常国会（H29.1）にて提出？
→当初、秋に予定していた講習会を来年2月に順延、年内を目処に「民泊」情報収集に努め「民泊新法」の行方を見極めた上で、講習会内容を決定
- ・県警生活安全部との連携強化
5/12に県警生活安全部へ表敬訪問
- ・「新入会員特別研修会」資料の精査
8/25開催の新入会員特別研修会資料の確認、修正
- ・「風営法法令基準集」（改訂6版）販促活動
約10年ぶりに改訂版が発行された同図書発行について会員への周知
- ・行政懇談会の対応について
9/20開催の行政懇談会テーマである「民泊」についての提言まとめ

相続家事委員会 委員長 市原 誠

委員会開催：3回

講習会の開催（予定11月、内部講師にて対応、個人信託と税制に関するテーマで実施予定）

無料相談会の担当決定

会員からの業務相談に対する回答（2件）

国際委員会 委員長 藤田 哲

- ・平成28年6月3日に名古屋入管静岡出張所、7月13日名古屋入管本局総務課、同浜松出張所、在浜松ブラジル総領事館へ、7月29日には静岡地方法務局国籍課へ表敬訪問を行った。
- ・9月28日昨年に続き入管業務初心者講習会を開催予定で、これに向け講義内容について検討中。次いで11月29日に名古屋入管本局統括審査官、静岡地方法務局国籍課長を講師として入管法・国籍手続に関する講習会を実施予定で講習内容について両官庁と調整中。
- ・留学生相談会等参加。詳細は外国人出前講座G進捗状況報告参照。

法人・企業法務委員会 委員長 松島正幸

6/9・7/5・8/19 委員会会議

社会福祉法の改正に伴う講習会の準備

医療法人制度の見直しについて情報収集と発信

その他、法人・企業法務に関連する法改正の情報収集

報酬額G キャプテン 深澤 力

アンケートの回収率を上げるための検討

- ・発送の方法に問題はないか
会報誌に同封する方法では会員の目に触れていない可能性がある
- ・アンケートの内容（ボリューム等）に問題はないか
回答内容が沢山あるとそれだけで避けられてしまう
- ・発送したアンケートに対し側面的な啓発は十分か
用紙の再送や各種会議・ホームページなどで協力をお願いしてきた
- ・解答用紙への支部名の記入に問題はないか
支部名からの個人の特定を嫌い回答が得られない場合があるのでは
- ・謝礼（ボールペンなど）の検討
上記を継続して検討しています。

協働事業部門

社会貢献部門

ADR運営管理G キャプテン 瀬川 宏

※手続実施者(調停人)養成講座の開催

- ・平成23年度「手続実施者養成講座（基礎）」を実施
 - ・平成24年度「手続実施者養成講座（基礎）」を実施
 - ・平成25年度「手続実施者養成講座（中級）」を実施
 - ・平成26年度「手続実施者養成講座（上級）」を実施
 - ・平成26年度に17名の手続実施者を認定した。
 - ・平成27年度に1名の手続実施者を追加認定した。
- ※平成27年12月17日法務省と第1回認証に向けての協議開始

以降、法務省と連絡を取り合い「行政書士ADRセンター静岡」の規則、規定等の書類作成作業を継続中。

成年後見サポートセンター静岡県支部支援G キャプテン 永井宏樹

- ・委員会3回開催済（6月7日、7月13日、8月23日）
- ・市民向けセミナー＆無料相談会を開催
（浜松6月17日、沼津7月22日 今後も隔月で開催予定）
- ・各支部相談会への相談員の派遣（支部長協議会で依頼する）
- ・8月末を目処に調査内容を一覧表にまとめる。
- ・沼津家庭裁判所を訪問（6月21日）
その他、介護施設・地域包括支援センターを会員各自が訪問
- ・入会前研修の案内送付（16名の申込あり）

外国人出前講座G キャプテン 藤田 哲

- ・留学生支援相談室の継続実施中（常任開催日の相談窓口、平日午後の電話相談）
- ・7月中・西部で開催された「留学生・企業交流会」に相談員として参加（相談件数14件）。
- ・JICE講習会は8月までに2回実施。
- ・英和大学の新留学生ガイダンスに講師として参加。

公教育出前講座G キャプテン 吉田 勇

- ・出前講座講師養成研習会の会場を確保し、テーマと講師を決めた。
- ・研修内容の詳細を決め、参加者を募集する予定
- ・6月30日常葉大学での授業と交流会に学生18名が出席し、月見里副会長の講義とバズセッション形式の授業を実施し、交流会へは学生14人、大学スタッフ1人、当会8人が出席した。
- ・委員による12回の静岡産業大学冠講座が終了し、講師へアンケートしたので、それにより今後の方針を協議する予定。
- ・2校の授業実施の内諾を得ました。
- ・委員が学校へ授業実施を働きかけて授業実施を目指します。
- ・静岡産業大学冠講座の講義のためにテキストを作成した。
- ・高校等へ営業、授業のためにテキストを整理する予定。

協働事業部門

無料相談担当G キャプテン 若杉利枝

- 第1回委員会を平成28年6月30日に開催した。
平成27年度の無料相談会の日程を以下のように決定した
- ・平成28年10月1日2日3日行政書士会館にて相談会を開催
 - ・例年12月開催の静岡県専門事業者団体連絡協議会（暮らしの無料合同相談会）は当番事業者により平成28年11月26日(土)に決定
 - ・平成28年2月22日の行政書士記念日は行政書士会館にて開催
今年度も、「相続家事委員会」「農地土木委員会」「成年後見コスモス静岡」の3委員会にお願いした。理由は相談内容が殆どその3委員会に限られる為、それ以外はその都度対応とする。

研修管理部門

講習会研究G キャプテン 竹田達紀

- ・2016年2月に実施した講習会及び動画配信についてのアンケート結果に基づき、今後の講習会の開催方法や無料受講券、動画配信について提案書作成中
- ・総会においてワイヤレス録音確認、アンケート分析結果について動画作成
- ・配信システムの特徴、費用を整理中
- ・アンケート結果に基づき、改善検討整理中（資料ダウンロード化）
- ・改善検討整理中

会務管理部門

総務委員会 委員長 鈴木芳雄

- 5月9日 総務委員会 定時総会について（来賓の確認と席次の設定）
28年度の会務日程の検証と確認
- 5月26日 電子情報担当 前任者との引継ぎ
- 6月1日 電子情報担当 HPに関し (株)レ・サンクとの打合せ
- 6月22日 総務委員会 行政書士試験への協力・対応について
新入会員特別研修会について日程表・研修項目についての確認
本会3階会議室へウォーターサーバー設置の提案
HP担当会議 各委員会のスカイプによる会議の促進
オンデマンド研修の導入について講習会研究Gとの打合せ
- 7月13日 総務委員会 新入会員特別研修会について
行政書士試験への協力について
電子情報担当 HP近地協の訪問について
- 7月28日 電子情報 (株)デジタルパッド訪問 打合せ
兵庫会の本会訪問 HP近地協との打合せ
- 8月25日 総務委員会 行政懇Gとの打合せ

経理委員会 委員長 伊藤雅夫

予算の執行状況点検・照査では6月30日まで確認致しました。

会計帳簿の閲覧ルールの策定・実施においては、閲覧手順・閲覧申請書・閲覧通知書等を作成し、準備完了致しました。

委員会PT及び事務局等へ内部会計監査（一部業務監査含む）の為不定期ではありますが経理委員会委員等が巡回させていただいておりますが特に問題点はありません。

支部交付金等の予算書及び決算書作成ガイドラインについて再度連絡また訂正修正等ある支部には連絡を取り、現在回答待ちです。

今後9月6日には委員会を行い点検・照査は8月末まで確認予定です。

法務委員会 委員長 飯塚 晃

・請願活動

富士宮市 H28年5月30日 請願書提出
H28年6月28日 総務文教委員会に出席
H28年7月5日に採択となる

牧之原市 H28年5月13日に趣旨説明

吉田町 H28年5月24日に趣旨説明

函南町 H28年7月5日に趣旨説明

・役員等選任規定について

各単位会からの資料に基づき、協議中。

広報委員会 委員長 高林和子

情報誌BesideV o l . 20・21、会報誌行政書士しずおか春・夏号発行

情報誌BesideV o l . 21は紙質の変更をしました。

ホームページによる広報活動は、情報誌・会報誌のバックナンバーの掲載をしました。

広報の推進につきましては、静岡新聞朝刊題字下に月1回の広告を掲載、静岡鉄道の北街道経由バスでの車内放送で行政書士の業務と会館の案内、JR静岡駅在来線階段に広告看板を掲載しました。

行政書士会館横の看板も見直し明るい色で作製しました。

会報誌行政書士しずおか夏号で写真コンクール作品募集を掲載。

広報月間ポスターは8月会報誌等とともに全会員に配布しました。

情報誌のレイアウト等検討段階。

親睦大会実行G キャプテン 森 博士

第1回委員会 平成28年4月12日(火)

・大会要項・役務分担確認

第2回委員会 平成28年5月9日(月)

・担当者会議に向け資料の確認

第3回委員会 平成28年5月23日(月)

・各支部担当者による最終会議

親睦大会 平成28年6月11日(土)

・中遠・西遠 両支部支援の下、晴天下、盛大に開催された。

・ソフトボール 9チーム

・グラウンドゴルフ 250名 の参加をみた。

行政書士試験実行G キャプテン 奥山浩行

第1回G会議 平成28年6月17日(金) 13:00~17:00
出席者 統括部長 五條
キャプテン 奥山 委員 鈴木芳、渡邊
議 題 行程表に基づくG会議開催日程の調整

第2回G会議 平成28年8月8日(月) 13:30~17:00

- (1) 実行委員会構成員について
構成図(案)を作成し、常任理事会に提案することとした。
- (2) 試験センターからの連絡事項及び報告事項の確認及び修正等を行った。
 - ア 監督員等に対する報酬額振込口座届についてセンターのパソコンに全員が直接送信又はFAXする。
口座振り込みは12月5日(月)から順次振込の予定
- (3) 試験マニュアルの変更箇所等について、作業日程等に合わせて検討し、その反映化については、試験センターの標準マニュアルに沿うよう一部見直しすることとした。
- (4) 試験センターからの連絡事項と日程について
 - ア 試験場案内地図の記載内容は前回どおりとした。
 - イ 試験室別配置は、受験者数の確定を待って決定することとし、前年どおり全校舎貸し切りを提案した。
 - ① 特例受験者は、6Fに纏める案とした。
 - ② 各階に配置する本部員の配置について前年度に準じて連絡員を配置する方向で検討した。
 - ウ 基本マニュアル等の冊数を調整した。
 - エ 防寒具については、降雨等を考えて貸与を申請した。
 - オ 試験会場への挨拶及び教室内配置等の下見
8月31日(水)に行う方向で調整した。
 - カ 試験要員支部別割当の検討及びマニュアルの修正協議
9月8日(水)受験者数の内報を得てG会議開会予定
9月20日(火)支部長協議会(支部別要員割当要請予定)

平成28年度行政書士試験会場の試験室等の確認

- 日 時 平成28年8月31日(水) 14:00~16:30
場 所 日本大学国際関係学部三島北校舎
参加者 後藤責任者、五條サブ責任者、奥山キャプテン、佐藤職員、松永職員
- (1) 会場の各階通路、階段、E V、トイレ、防火対策、避難路及び立ち入り禁止場所の確認
 - (2) 連絡係の位置、掲示物の場所、入室者確認場所
 - (3) 試験室の配置、座席、通路、掲示物の確認
 - (4) 構外誘導係の配置、掲示物、三島駅配置等
 - (5) 本部室A・B、事前説明会の受付、座席表、試験当日の朝夕の会、受付場所、配置及び座席表の配置確認
 - (6) 特例者バリアフリーの確認
 - (7) レンタル物件数量等の確認
 - (8) 昼食の手配等

選挙管理G キャプテン 大塩博喜

- ・役員選任規定に基づく業務の点検
- ・役員等被推薦者の届出等に関する日程の決定
- ・役員等被推薦者の届出等に関する必要書類の見直し、改訂
- ・選考委員会の運営マニュアルの見直し
- ・法務委員会と共に検討中

危機管理担当G キャプテン 奥山浩行

第1回G会議 平成28年6月17日(金) 13:00~17:00

出席者 責任者 平岡

キャプテン 奥山 中山

議題 工程表に基づくG会議開催日程の調整

第2回G会議 平成28年7月11日(月) 13:30~17:30
日程調整

- (1) 会員の危機管理マニュアルの最終校正
- (2) 危機管理本部の運営マニュアルの最終校正
- (3) 協定締結市町との緊急連絡網の構築

ア 衛星携帯電話設置及び連絡方法の確認方法を検討

イ 市町担当者の周知方法について

前項責任者等が各市町に挨拶を兼ねて本会对策本部運営マニュアルを提供及び情報交換のすめ方を検討

ウ 被災者支援協定締結市町等の状況
平成28年度 進行中

- (4) 今後の予定

ア ボランティア会員の申出状況の確認について各ブロックとも周知徹底を推進する必要性の提案を了とした。

イ 事務局及び常任理事会等の防災訓練について事務局にあっては在動中に行い、常任理事会等は会議開催に合わせて行うことを会長に提案する。

三島市との災害時の連携について打合会

日時 平成28年8月23日(火) 14:00~15:15

場所 三島市総合防災センター

出席者 三島市企画戦略部広報広聴課副参事市民生活相談センター長、危機管理課長、危機対応課長、危機管理係長

本会 後藤・中山・平岡の各副会長、三島支部長ほか3名

協議内容

- (1) 協定書の内容確認
- (2) 過去の大震災での行政書士会の活動事例
- (3) 支援要請の流れ
- (4) 連携するための訓練・事業の実施について

日時 平成28年11月2日(水)連携訓練を実施で合意

第3回G会議 平成28年8月30日(火) 13:30~17:30

(1) 三島市との支援内容打ち合わせ会の結果報告(前記)

(2) 対策本部マニュアルの発行状況について

本会理事、支部長等配布予定数 100部

次年度新役員等配布予定数 100部

関地協配布及び協定締結市町打合会配布予定数 100部

(3) 関地協提案協定の常任理事会審議結果の報告

(4) 関地協に対する対応内容の打合せ

(5) 協定締結の進行状況について

コンプライアンスG キャプテン 大塩博喜

・第3回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会を平成28年9月13日に開催するための準備を実施。

・「不当要求防止責任者講習会」の開催の準備を実施。

日時 平成28年11月30日

会場 静岡労政会館 5階 第3会議室

・苦情申し立て対応(事情聴取3件、電話対応多数)

・会員処分に対する対応(所管官庁 法務文書課との対応含む)

・職務上請求書使用に関する指導、助言

・新入会員月例説明会および新入会員特別研修会における会員の指導

行政懇談会PT チーフ 奥山浩行

第1回PT会議 平成28年6月17日(金)13:30~17:00
 行程表に基づくPT会議開催日程の調整
 出席者 渡邊統括部長、奥山、市川

第2回PT会議 平成28年8月25日(木)13:30~14:00
 総務委員会と合同会議
 出席者 渡邊統括部長、奥山チーフ
 五條総務委員会統括部長、鈴木芳総務委員
 長、渡邊委員、神木委員、桜井委員、杉本
 委員

協議事項

- (1) 開催日の確認
 平成28年9月20日(火) 13:00~19:00
 場所 ホテルアソシア静岡3F駿府
- (2) 参加者名簿の確認
 顧問県議等 出席者確認中
 本会側 28年度分科会資料
- (3) 行政懇談会の形式 県議会常任委員会毎に分科
 会を開催
 分科会席次表の作成 全体配置決定
 個々の座席 次回委員会で決定
- (4) 行政懇談会次第 別紙タイムスケジュール
- (5) 行政懇談会テーマ 別紙28年度分科会資料
 資料の取りまとめ 提案者作成 様式 自由
- (6) 本会役員等役割分担確認
- (7) 分科会報告書様式
 報告書の取りまとめ PT
 報告書の提出先 事務局
 同配布先 出席者の外理事会構成員
- (8) 懇親会の形式 テーブル式 分科会単位
 次第書の作成
- (9) 分科会開始前に正副支部長にテーマと内容の説
 明をとの要望を受け、当日13:00~13:30に会場
 で座長が分科会の内容説明会を行うことを了とし
 た。

第3回PT会議

日時 平成28年8月25日(木) 14:00~15:30
 場所 もくせい会館
 出席者 行政懇談会PT 渡邊、奥山
 総務委員会 五條、鈴木芳、神木、桜井、
 杉本
 事務局 山口職員

協議

- (1) 行政懇談会テーマの確認と提出状況について、
 内容については提案受け手の立ち位置から課題が
 理解しやすいものになっているか事前確認する。
- (2) 行政懇談会役割分担について
 会場づくりは12:30より開始するため、支部長
 協議会メンバーは、時間を見て早めに昼食をして
 集合する。
 正副支部長への説明前に顧問県議の席指定をす
 る。
 個々の座席指定は、行政懇談会PT及び事務局
 で行う。
 来賓受付は、総務委員及び当日出席の理事が行
 う。
 司会等は、常任理事会で決定する。
- (3) タイムスケジュールについて
 県議会の開会日のため、委員会によっては、参
 加議員の出席時刻が前後するおそれがあるため、
 分科会への誘導に注意する。
- (4) 分科会の場所は、参加人員により配置を決定す
 る。
- (5) 懇談会は、分科会参加者毎にテーブルを配置す
 る。
- (6) 行政懇談会PT及び総務委員会委員は入口付近の
 テーブルで顧問県議等の送迎に万全を期する。な
 お、オブザーバー参加者(来賓を除く)は、入口
 付近のテーブルに案内する。
- (7) 食事は、立食形式で行う。周辺に座席を用意す
 る。
- (8) 次回懇談会PT・総務委員会合同会議は、9月
 13日開催の理事会前の午前中に行う。

組織再編検証PT チーフ 渡邊政年

- 平成28年度改編のあった組織

■廃止あるいは他と統合した組織	■新規再編された組織
住宅防音事業開発PT	} ⑧公共嘱託拡大PT
道路内民地PT	
信託業務開発PT	→ ⑧業務開発PT
青年会員PT	} ⑧業務交流PT
女性会員PT	
新入会員PT	

■新規に組織されたもの

- ⑧講習会内容検証PT
- ⑧広報効果検証PT
- ⑧関地協対応PT

業務交流PT チーフ 諸田 薫

6月14日 第一回委員会開催

7月22日 第二回委員会開催

広報効果検証PT 統括部長 岩瀬喜臣

- 行政書士及び静岡県行政書士会の認知度調査
- 静岡県行政書士会が行う広報活動の効果調査
- 今年度の広報効果の検証
- 各調査についてはその方法を検討し、今年度下半期に実施する予定
- 今年度の広報効果の検証については年度末に検証する予定

関地協対応PT チーフ 岩瀬喜臣

- ①10月20、21日ホテルアソシア静岡で行われる関地協連絡会全体の進行に係る調整（開会式から業務連絡会、2日目の会長会、閉会式までの式次第時間配分）
- ②当日配布する連絡会資料の作成
 - ①タイムスケジュールに沿った全体構成の再確認（役割分担を含む）
 - ②提出される連絡会資料の確認及び製本



講習会・研修会

日行連推奨書式による車庫証明代理申請の実務講習会

日時 平成28年7月8日(金)自13時00分至16時00分
 場所 静岡県社会福祉会館シズウェル601号室
 講師 静岡県警察本部交通部交通規制課係長
 高島一宏様

- 内容 (1) 根拠規定
 (2) 保管場所の要件
 (3) 提出書類
 (4) 代理申請における注意点
 (5) 申請手続き
 (6) 申請書類記載上の注意点

受講者数 34名



建設業委員会第1回業務講習会

日時 平成28年7月26日(火)自13時30分至16時45分
 場所 清水テルサ7階大会議室
 講師 静岡県交通基盤部建設支援局建設業課
 許可班 班長 渥美浩行様
 静岡県交通基盤部建設支援局建設業課
 許可班 主査 田島久美智様

- 内容 (1) 解体工事業の新設に伴う業種追加申請について
 (2) 解体工事業の新設に伴う経営事項審査申請について

受講者数 177名

「地域活性化事業」等補助金事業に付いて講習会

日時 平成28年8月30日(火)自13時30分至17時00分
 場所 もくせい会館2階第1会議室
 講師 公益財団法人 静岡県産業振興財団
 革新支援G 経営革新支援チーム
 佐野 哲様
 静岡商工会 中小企業相談所
 静岡支所 経営支援課 杉山 毅様

一般社団法人 静岡県環境資源協会

小林孝志様

静岡県行政書士会 西遠支部 塩崎宏晃会員

- 内容 (1) 補助金事業に関する「平成29年度地域活性化事業に付いて」
 (2) 中小企業等経営強化法「経営力向上計画の概要」
 (3) 業務用ビル等における省CO2促進事業 三次公募のご案内
 (4) 補助金応募から事業完了報告までの流れと行政書士の関わり方、報酬概要、一覧表解説

受講者数 43名

新規出張封印代行取扱者業務講習会

日時 平成28年9月14日(水)自14時00分至16時15分
 場所 一般社団法人静岡県自動車会議所
 講師 一般社団法人静岡県自動車会議所
 業務課長 袴田茂人様

- (1) 封印取付け受託者甲種の名のもとに行う出張封印の取扱い等
 (2) 甲種受託者による出張封印について等
 (3) 確認書等
 (4) 車によって違う車台番号の位置

受講者数 5名

コスモス 入会前研修第1回

日時 平成28年9月24日(土)自10時00分至16時00分
 場所 本会3階会議室
 講師 DVDによる研修

- 内容 (1) 行政書士と成年後見活動(倫理)
 (2) 成年後見制度概論(1)

受講者数 15名

コスモス 入会前研修第2回

日時 平成28年10月8日(土)自10時00分至16時00分
 場所 本会3階会議室
 講師 DVDによる研修

- 内容 (1) 成年後見制度概論
 (2) 法定後見の基礎と実務
 (3) 任意後見の基礎と実務(前半)

受講者数 15名

平成28年度行政書士制度広報月間

平成28年10月 1日～10月31日

無料電話相談



行政書士会館 3階無料電話相談の実施
10月 1日・2日・3日

SBSラジオ 中村こずえのほのぼのワイドに月見里副会長出演によるPR



三島支部

FMラジオ放送VOICE CUEに川合礼恵会員が出演し広報月間無料相談会のPR



その他月間中は各支部に於いて無料相談会が実施されました。

平成28年度行政懇談会

【静岡県議会総務委員会】

第1分科会

1) 報告事項

- ① 県内各市町における行政書士法遵守の請願状況報告について
- ② 県内各市町における大規模災害時支援協定の締結状況報告について

2) 協議事項

- ① 県及び市町の行政不服審査会委員への行政書士登用について
- ② 成年後見制度への行政書士の利活用について
- ③ 県からの受託業務報酬額について

座長：五條常任理事

1) 報告事項

- ① 県内各市町における行政書士法遵守の請願状況報告について
静岡県行政書士会では市民、県民に重大な不利益を与える非行政書士の排除を目的として行政窓口で申請者及び申請代理人等の本人確認を徹底していただく内容の請願活動を県内各市町の議会に行っています。平成23年3月23日の浜松市を皮切りに現在まで県内20市町で請願が採択され、人口比率では静岡県の人口の約82%となっています。

- ② 県内各市町における大規模災害時支援協定の締結状況報告について

静岡県で大規模災害が発生した場合、行政書士が迅速かつ的確に被災者支援を行うことを目的として、当会では、事前に静岡県下各市町と大規模災害発生時の被災者支援協定締結の事業に取り組んでいます。現在静岡県下31市町とこの協定を締結することができました。また、今年10月20日（木）、21日（金）に静岡で開催される行政書士会の関東地方協議会で関東地方協議会の11単位会相互の大規模災害時支援協定を締結予定です。

2) 協議事項

- ① 県及び市町の行政不服審査会委員への行政書士登用について

平成26年6月26日公布、同年12月27日施行の改正行政書士法では、一定の法定研修を修了した行政書士が、効果測定の後特定行政書士となることができるようになりました。特定行政書士は、行政書士が作成し、官公署に提出した許認可等の申請に対する違法又は不当な処分に対してなされる審査請求の代理及びその書類作成を行うことができます。静岡県行政書士会では、昨年度61名の特定行政書士が誕生しました。

その後、特定行政書士が審査請求の審理手続きにおける諮問機関(国に於いては行政不服審査会、県及び市町に於いてそれぞれが設置する機関)委員への就任要請を受け、すでに下田市、伊豆市・伊豆の国市（両市が共同で設置）、伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合で委員に就任しました。今後静岡県をはじめ各市町等の諮問機関へ行政手続きの専門家である行政書士の積極的登用をお願いします。

- ② 成年後見制度への行政書士の利活用について

静岡県行政書士会には成年後見制度を充実させるための組織として一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター静岡県支部（以下コスモス静岡という。）があります。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がありますが、コスモス静岡では主に任意後見制度を中心に活動を行い県内各市町の担当部署と連携をとりながら多くの成年後見を必要とする人たちをサポートしています。今後ますます高齢化社会が進展する中で後見人不足が懸念されていますが、このような状況の中で法律知識や倫理を兼ね備えた行政書士を成年後見人に利活用いただきたく各市町等への働き掛けをお願いします。

- ③ 県からの受託業務報酬額について

静岡県行政書士会では平成7年度より静岡県から経営事項審査の事前審査業務を見積入札の

形で受託しています。この受託業務実施に当たり約100名の業務に精通した行政書士が県下8土木事務所で年間74日、当日は準公務員として誠実に業務を行っています。この業務受託後、事前審査員たる行政書士は度重なる法改正や規則の変更に対応するため県単位、各土木事務所単位、そして個人で相当の研鑽を積み重ねれば事前審査の場に臨むことはできません。

しかしながら、受託金額は当初とほとんど変わらず現在に至っています。今年度の受託金額は3,996,814円です。このような状況の中で事前審査員たる行政書士の努力と熱意に答えるために来年度以降少しでも受託金額の上積みをお願いします。

※経営事項審査

公共事業を発注者（国・県・市町等）から直接請負おうとする建設業者が必ず受けなければならない県の審査。

※事前審査

経営事項審査で県職員が行う本審査に先立ち行うすべての審査。

【静岡県議会文化観光委員会】

第2分科会

- 1) 静岡県が取り組む公教育へ行政書士の利活用を
- 2) 国際観光誘客対策（インバウンド）の行政書士の活用を

座長：中里常任理事
日内地常任理事

- 1) 静岡県が取り組む公教育へ行政書士の利活用を
静岡県行政書士会では、健全な青少年育成と地域社会の発展に貢献する為、我々が業務上扱う知識やノウハウを基に高校生や大学生が社会人となった時に、社会生活を営む上で必要な法律知識を身につけてもらうため、平成25年度の伊東商業高等学校を皮切りに常葉大学法学部や静岡産業大学で出前講座を実施するとともに、大学生には卒業後の職業選択の参考となるよう会員の事務所にインターシップを受け入れるなど、これらの活動を社会貢

献事業として実施しています。

昨年度は、公立の教育機関を管轄する静岡県議会文教警察委員会に対し同様の要望をしていますが、この活動の一層の充実のために私立の教育関係機関を管轄する静岡県議会企画文化環境委員会に対し協力要請の支援をお願いする次第です。

2) 国際観光誘客対策（インバウンド）の行政書士の活用を

今年度の七月の訪日外国人旅行者数が前年同月比19.7%増の229万7千人となり月間で最多を更新したそう。年間の訪日客数は平成26年度・1,341万人、平成27年度・1,974万人、平成28年度は11月中旬に2,000万人の大台を突破するとの見通しを発表。今年、7月（昨年同月と比較）の訪日客数の国・地域別上位は、中国73万1千人（26.8%増）、韓国44万7,000人（30%増）、台湾39万7,000人（9.8%増）。

これらの訪日客を見逃す手はなく、県内に宿泊をしてもらい、宿泊施設の周辺地元生産者とネットワークを組み、地域の物産を購入してもらえよう「静岡県における農業のインバウンド対応力の向上戦略」と銘打って5項目を提案し意見交換するものです。

当会の「6次産業化開発PT」委員会は6次産業化法の観点から活動して参りましたが、国内の消費と人口が減少していく中で新たな視点と戦略が必要であると考えたわけです。

【静岡県議会企画くらし環境委員会】

第3分科会

- 1) 産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間及び添付書類等について
- 2) 産業廃棄物処理施設設置許可及び処分業許可の事務処理について
- 3) 移動式処理施設における静岡県の取り扱いについて

座長：児島常任理事

- 1) 産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間及び添付書類等について
ア) 収集運搬(普通産廃)新規許可の際の「産業

廃棄物の種類」について「産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領」では、事業計画（7号-1）を記載する際「予定排出事業場の名称、所在地、電話番号、処分方法、処理方法」を記載することになっております。

産業廃棄物の種類については、将来、運搬する可能性のある種類について予定排出事業者の名称等の裏付けなしでも種類が取得できるよう「要綱」の変更を要望いたします。

当然のことながら、収集運搬事業者は、許可の範囲でしか業務を受けられないので、依頼があって初めて「事業範囲の変更」許可申請を提出し、依頼に対応するのが現状ですので、時間的制約、経済的負担等がかかります。「事務取扱要領」が改正され、現在は排出事業者の排出工程、捺印等の添付が緩和され静岡県の前向きな考え方は大変評価いたしますが、この将来収集運搬する品目については裏付け書類等の添付については省略できるような取扱を要望いたします。年度始めに、たまに生じる「事業範囲の変更許可が標準処理期間内に決済されない」不具合が軽減されると考えます。

イ) 収集運搬(普通産廃・特別管理)の更新許可について

産業廃棄物の更新許可申請は、申請者にとりましてはそれなりの経済的負担（人件費、時間）がかかる作業です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第5項等に基づく先行許可制度の導入を要望いたします。

県により、添付不要とする書類につきましては異なりますが、静岡県においても可能な限り「住民票、登記されていないことの証明」及び「車両の写真」が不要になれば申請者の負担軽減も図れると考えます。

ウ) 産業廃棄物処分業の保管場所の基準について

「産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領」における「保管場所の基準」は基本的な説明で、屋内での保管基準は「事務取扱要領」からは読みとれない事があります。

現在は 屋内保管の場合 ①容器保管であれば一方向が壁に接する ②容器を用いない場合

は2方向に囲いと思われませんが（あくまで推定です）、以前は屋内で容器保管であっても3方向囲いが必要となり、大変な事業者負担が生じたことがあります。

又、屋内の保管場所の「柱部分」を保管容積から削除の指示が「処分業の更新」時にあったり等、これらは、「内部処理基準」の解釈が担当者により異なることによると推測しますが、指導によりましては経費負担が伴いますので明確な基準の公開を要望します。

2) 産業廃棄物処理施設設置許可及び処分業許可の事務処理について

産業廃棄物処理施設の設置については平成3年に届出制から許可制度に移行し、平成19年に廃棄物の適正な処理を推進することを目的に『静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』が施行され現在に至っております。

この条例では処理施設の設置においては『事前協議』を必要とし、計画概要についての協議、地元説明会、環境アセス、告示縦覧等で約1年経過後、事前協議完了通知を受け、初めて廃棄物処理施設設置許可申請の申請となります。

その後は造成工事に着手し処理施設を設置し、使用前検査を経て廃棄物処理業許可申請となります。この間、工事期間を除いて約1年、処分業許可書交付まで要します。

申請者にとっては使用前検査後、速やかに営業開始したいのですが、営業許可申請はこれから2～3か月後となります。

施設許可と処理業許可は連動した内容であることから、使用前検査と同時に設置許可対象施設においては、処分業許可証が交付される様な事務処理の改善は出来ないものでしょうか。

又、処理施設の設置計画においては処理施設担当と処分業担当が同席で相談、協議が必須である事から、努めて同席協議が出来るような配慮を希望いたします。

3) 移動式処理施設における静岡県の取り扱いについて

これまで下請け業者が解体業で木くずやがれきの処理を請負った場合、解体後に処理場まで運搬しておりました。元請け業者であれば、経

過措置（※参考）により移動式処理施設を使用して現場での処理が設置許可を取得することなくすることが出来ました。一方、下請け業者が現場での破碎処理する場合、設置許可を必要とし、また条例等の法制度が整備されていないため実際には現場処理をすることは不可能でありました。このことについて国からの通達（平成26年5月30日環廃産発第1405303号）により下請け業者による現場処理を可能とする条例等の整備を推進することになりました。

一般財団法人日本環境衛生センターのH24アンケートによると、移動式処理施設の設置許可においては全国各自治体により取扱や対応は様々であり、問題や課題があるとする自治体も多い（全体の約65%）結果となっています。今後、各自治体において移動式処理施設の設置許可の審査の考え方や生活環境影響調査に関するガイドラインが活用され、設置許可が増えることで生活環境へ配慮しつつ、建設工事現場におけるリサイクルの促進につながる事が期待されています。実際の運用までにはもう少し時間がかかります。平成27年7月27日現在、浜松市及び静岡市の条例においては移動式処理施設の許可申請が制定されております。静岡県においては、条例制定がなされないと静岡県内での移動処理施設の許可申請が出来ないため、条例制定のご検討をお願いしたく要望いたします。

※参考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令附則（平成12年11月29日政令第493号）第二条（経過措置）において、当分の間、移動式がれき類等破碎施設（この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第八号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計したものをいう。）を設置しようとする者（事業者に限る。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けることを要しない。

【静岡県議会厚生委員会】

第4分科会

- 1) 医療法人の手續きに関する行政書士の利活用
（改正医療法及び持分なし医療法人への移行計画の認定制度等について）
- 2) 改正社会福祉法に対応する行政書士の利活用
（既存社会福祉法人の社会福祉法改正への対応について）
- 3) 民泊について

座長：後藤副会長

- 1) 医療法人の手續きに関する行政書士の利活用
（改正医療法及び持分なし医療法人への移行計画の認定制度等について）

平成27年9月28日に公布された改正医療法が、平成28年9月1日、平成29年4月2日の二段階に分け施行されます。今回の医療法改正は、第七次改正に相当し、「地域医療連携推進法人制度の創設」、「医療法人制度の見直し」の二つが大きな柱となっています。この改正に伴いすべての医療法人が定款変更手続き等を要するわけではありませんが、平成28年3月に示された改正モデル定款を参考に定款の内容を整理、見直す機会となります。

次に社団たる医療法人であって、その定款に出資持分に関する規定（社員資格を喪失した場合の持分の払戻に関する規定、解散時の残余財産の持分に応じた分配に関する規定など）を設けている医療法人を持分あり医療法人と呼んでいます。

平成18年の医療法改正により、非営利性の徹底と地域医療の安定性確保のため、持分あり医療法人の新規設立は認められなくなりました。一方、法施行以前に設立されていた既存の持分あり医療法人については「経過措置医療法人」として、当分の間存続する旨の経過措置がとられています。

この持分あり医療法人においては、定款の規定に基づき、社員から退社に伴い持分の払戻を請求され、また社員が亡くなった場合にその相続人から持分の払戻を請求される可能性があります。医療法人の財務状況によっては、持分の評価額が巨額に上る可能性もあり、その払戻請求は当該医療法人が医業を継続する上で、大きなリスクとなります。

このような持分によるリスクを回避するため、

厚生労働省により持分なし医療法人への移行促進策（平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間）が講じられています。

具体的には持分なし医療法人への移行については、定款を変更し、持分を放棄、払戻することで移行できますが、医療法人の任意の選択を前提として計画的な取組を行う医療法人を国が認定し、税制優遇措置、低利の融資制度等の支援制度が用意されています。

しかし、平成28年3月現在、経過措置医療法人40,601法人のうち、持分なしへ移行した法人は513法人に留まっている状況です。同制度は、厚生労働大臣宛の移行計画の認定申請、都道府県知事宛の定款変更の認可申請が必要とされており、医療法人の運営実務上、既に広い範囲で法人をサポートしている行政書士の当然の専管業務とするところです。

以上、改正医療法への対応及び持分なし医療法人への移行手続きに関し、行政書士を利活用していただけるようご検討いただきたく、提案いたします。

2) 改正社会福祉法に対応する行政書士の利活用について

（既存社会福祉法人の社会福祉法改正への対応）

社会福祉法人制度は、社会福祉事業に対する社会的信用や事業の健全性を維持する上で、公益法人に代わる新たな法人制度として、創設されたものです。社会福祉法人は、強い公的規制の下、助成を受けられる特別な法人として、社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行っています。

今般、社会福祉法人制度を大きく改革する改正社会福祉法（以下、「改正法」という。）が平成28年3月31日に成立し、公布されました。この改正法は、平成29年4月1日から施行されますが、一部の条文は公布の日又は平成28年4月1日から施行されています。この改正法は、次のような改革を進めるものです。

- ・経営組織の在り方の見直し
（評議委員会の必置及びその議決機関化、役員等の資格・任期・数、理事会についての改正）
- ・事業運営の透明性の向上
（情報公開の対象範囲の拡大とルールの明確化）
- ・財務規律の強化
（役員報酬支給基準の作成・公表、役員等への

特別な利益供与の禁止、社会福祉充実残高の明確化等）

- ・地域における公益的な取組を実施する責務
（社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金を福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務）
- ・内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下
（法人の純資産額から事業の継続に必要な財産額を引いた額（社会福祉充実残額）を保有する法人に対しては、社会福祉事業又は公益事業に新規実施・拡充にかかる計画の作成を義務付け）
- ・行政の関与の在り方
（行政の指導監督機能の強化）

以上により、「別紙」のような作業が既設社会福祉法人について必要となります。とくに定款変更手続きにつきましても、全ての社会福祉法人が対象となり、その定款変更に必要な社会福祉法人定款例は、国から10月に示される予定で、これが示された後、平成28年度中に定款変更につき所轄庁の認可を受けなければなりません。また評議員候補者、新役員候補者の選定も要件が複雑であり、かつ短期間で進めていく必要があります。以上、既存社会福祉法人の改正社会福祉法への対応に関し、法人の運営実務上、幅広いサポートが可能な行政書士を利活用していただけるようご検討いただきたく提案いたします。

3) 民泊について

【静岡県議会産業委員会】

第5分科会

- 1) 『静岡県中小企業受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例』第5条にある“自らの知的資産活用”に関する具体的施策立案・運用に関する行政書士の利活用並びに『静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例（仮称）』の県が行う基本的な施策に“知的資産の活用支援”を追加することのお願い
- 2) 経営革新・補助金申請の手続きに関する行政書士の利活用

座長：岩瀬副会長

1) 『静岡県中小企業受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例』第5条にある“自らの知的資産活用”に関する具体的施策立案・運用に関する行政書士の利活用並びに『静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例（仮称）』の県が行う基本的な施策に“知的資産の活用支援”を追加することのお願い

平成26年3月の静岡県議会において『静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例』（以下「受注機会の増大条例」という。）において、その第4条の中で『県はその基本理念にのっとり、中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。』との記載があります。

また今年度は『静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例』（以下「中小企業支援振興条例」という）の制定が予定されており県の責務として『中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。』との文言が予定されています。

静岡県行政書士会中小企業支援委員会としましては、これらの条例に即した具体的な支援策等の策定や運用に関して、中小企業支援の専門家としての行政書士の利活用を推進していただきたく下記の提案要望を提出させていただきます。

記

要望

- ① 静岡県行政書士会では「知的資産経営の手法の活用」と「幅広い行政書士業務の特質」を活かした中小企業支援に取り組んでいます。知的資産活用についても研究していますのでその実績と経験により『受注機会の増大条例』の第5条にある“自らの知的資産の活用等”についてその具体的施策立案や運用に関しご協力できるものと考えています。是非行政書士を利活用くださいますようお願い申し上げます。
- ② 『静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例（仮称）』の県が行う基本的な施策に“知的資産の活用支援”の追加をお願い申し上げます。上記①同様に、知的資産活用等についてその具体的施策立案や運用に関しご協力できるものと考えています。知的資産活用等の文言を追加し

行政書士を利活用くださいますようお願い申し上げます。

『知的資産』とは、一般的に『特許』や『著作権』といったいわゆる『知的財産権』と混同されがちですが、実際はそれら『知的財産権』含めたもっと大きなものと定義されるものであり『企業の利益の源泉』さらにわかりやすい言葉に置き換えるとすれば『企業の強み』といえます。

また『中小企業振興条例』の条例案要綱の中で『顧客ニーズや自らの強み・弱みを踏まえて計画的かつ自主的に経営の向上に努める』との一文があり同じく『企業の強み』の活用を重要事項の1つであるにとらえております。

『企業の強み』とは、例えば『特許』『資本金』『従業員数』といったような目に見えるものばかりではなく、『顧客との信頼関係』『地域とのつながり』『経営者の想い』などのように目に見えない部分も多く、逆にこの目に見えない部分こそが本当の『企業の強み』を生み出している源泉であると言えます。

企業の『見えない強み』を見付け出しさらに強めていくという経営手法が『知的資産経営』であり企業の持続的な発展には必要不可欠なものと言えます。

この『知的資産経営』を活用した中小企業支援の施策の一つとして、例えば京都府においては本県と同様に中小企業支援条例を制定しており“京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業認証制度要綱”により『知的資産経営』を取り入れ実践している企業が作成した『知的資産経営報告書』を京都府が評価し認定することで具体的な支援を行っています。

『知的資産経営報告書』は、知的資産経営を取り入れている企業が自社の知的資産の分析や将来のビジョンなど事業価値を高めていくための努力や工夫などを具体的に示す内容になっています。

京都府が認定した企業には下記のようなメリットが与えられます。

- ① 資金調達支援として有利な融資が受けられる
- ② 京都府が随意契約により新商品の購入をおこなう（チャレンジ・バイ）
- ③ 販路拡大の為の支援（商談会等の開催）
- ④ 認証企業を京都府のホームページに掲載する

ことによる紹介・認知度のアップ

現在県内でも多くの企業が取得している『経営革新計画』の認証制度と類似している部分もありますが、『経営革新計画』の認定の重要な基準として、『革新性』『新規性』が求められているのに対して、この『知的資産経営報告書』の認定制度では、『現状の認識』『強みの分析』に大きな比重がおかれている点で異なっており、新商品、新サービスへの研究、開発力が低い中小、小規模企業においても認定が受けやすい制度になると考えます。

このようなことから、我々行政書士会としては、この『知的資産経営報告書』を使った認定制度を上記の2つの条例の具体的な施策の一つとして提案をするとともに、認定を受けた企業には京都府と同じくある一定のメリット、インセンティブを与えるような施策の実現、も併せて提案いたします。

具体的には

- ① 入札参加資格制度における加点
- ② 県の補助金申請等において添付書類として追加した場合の加点
- ③ 県の認定企業としてホームページ等への掲載
- ④ 県・市町村主催のビジネス交流会等への優先参加

などが比較的实现可能性が高いと考えますが、将来的にはさらに金融機関等との連携強化により

- ① 低利での融資
- ② 県の保証枠の拡大
- ③ 経営者個人による保証の解消
- ④ 事業継続（事業承継）への有利な融資の実施
- ⑤ 県・市町村他のビジネス交流会等への参加費の補助

など金融面を含めさまざまな部分でのメリットの享受ができるような施策の実現を希望するとともに、行政書士会としてこのような具体的施策の計画・立案段階から県の担当部門との連携や情報交換といった協力体制の構築も併せてご提案させていただきます。

本県の中小企業者・小規模企業者は現在人口減少、高齢化さらにグローバル化をはじめとした社会環境の変化に直面しており、日々様々な問題を抱えております。

このような中で、中小企業・小規模企業の発展、振興を促進していくためには行政にとどまらず

係支援機関、土業を含め幅広い支援体制の構築が不可欠であると考えます。

是非とも中小企業・小規模企業の発展振興の為に具体的な施策の実現と、その為の支援者として行政書士の利活用をご検討いただきたいと思います。

2) 経営革新・補助金申請の手続きに関する行政書士の利活用

中小企業の経営者の皆様が補助金獲得の為に作成する申請書は、アピールすべきところのすべてを的確に申請書で示すことが必要であり困難を極める場合もあります。

そこで、静岡県行政書士会では、多くの中小企業が補助金制度を活用することができるよう補助金業務に取り組み経営者を支援しています。

行政書士は補助金の申請手続きだけではなく、補助金交付決定後の事務管理から清算手続きまでを取り扱っています。採択された補助金も事務管理や清算業務を適切に行うことができなければ減額される場合もありますので、これら手続きのすべてを支援し満額交付されるまでを行政書士業務の特徴と考え取り組んでいます。

一般的にコンサル等の他の専門家や金融機関が補助金申請をお手伝いされる場合大半が申請までの関与となっていますが、私たち行政書士は申請から清算までを一貫して取扱い補助金交付を受ける企業と補助金予算を予定どおり満額執行したい行政の双方の期待に応え補助金制度を側面からサポートしていきたいと考えます。

補助事業に関しては、一定期間存在するもの、一年単位毎のものを取り扱う機関も様々ですが、静岡県行政書士会では今後も静岡県経済産業部 商工業局 経営支援課様及び公益財団法人 静岡県産業振興財団様をはじめとする中小企業支援関連機関様と連携して県内中小企業に適切な補助金をご案内し、中小企業が補助金を活用してますます発展していけるよう支援して参る所存です。

今後とも行政書士会の活動に御理解と御協力の程宜しくお願い申し上げます。

【静岡県議会建設委員会】

第6分科会

- 1) 県内の道路内民地調査委託業務について
- 2) 建設業法の解釈、運用における県と国との連携について
- 3) 建設業許可申請手数料の取り扱いについて
- 4) 農業委員会法改正に伴う行政書士の積極的活用について
- 5) 静岡県発注の測量業務委託での官民境界確定協議の徹底とその活用について
- 6) 遊休農地所有者調査に伴う行政書士の積極的活用について

座長：平岡副会長
鈴木常任理事

1) 県内の道路内民地調査委託業務について

現在、現況が道路であるにもかかわらず登記簿上は個人所有地となっている土地が静岡市内だけでも数千ヶ所存在していると言われ、全国的にはその所有権移転を巡り訴訟にまで発展している状況であります。原因としては様々考えられますが、多くは国、県、市町村が道路拡張の際に土地所有者から譲渡同意書を得て工事を行ったものの、その後何らかの事情により変更登記がなされなかったことが挙げられます。

全国の国道、県道、市町村道には、いわゆる道路内民地が必ず存在します。時間の経過とともにさらに権利関係が複雑になることは容易に考えられ、早急な対応が求められるところです。ところが、国、県、市町村の担当部署は積極的に対応すべき事案であると認識しつつも、本来業務を優先する必要から対応が後手に回っているのが実情です。そこで、譲渡契約前段階の権利者等の整理作業を法的に認められた行政書士へ業務委託することが選択肢の一つであると考えます。

静岡県行政書士会は、全国に先駆けて平成25年4月より静岡市と業務委託契約を結び、いわゆる道路内民地調査と地権者への説明、そして、相続が生じている場合においては相続人を確定すべく戸籍の取得、相続人関係図の作成等を通してこの問題解決に関わっています。この経験と実績を県道問題にも活かせると考えますので、先生方には各土木事務所担当部課長への働きかけを強く要望

いたします。

静岡県行政書士会建設業委員会より

静岡県行政書士会と静岡県建設業課とは非常に多くのコミュニケーションを取りながら、定期的に意見交換会を開催するなど情報交換を密にし、経営事項審査申請事前審査をはじめとした協力体制を取る関係にあります。本年度も昨年の行政懇談会の助言を受けて更に意見交換会を実施しているところです。

このような中、敢えて今年もお願いをさせていただくわけですが、今年は、「建設業法の解釈、運用について」と「許可申請手数料の取り扱いについて」の二点をお願いします。

2) 建設業法の解釈、運用における県と国との連携について

建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、建設業法第3条に基づき許可を受けなければならないことは周知のとおりですが、今現在、土木・建築の一式工事が2業種、専門工事が27業種の合計29業種に分かれていて、請け負う工事の種類ごとに許可を取得する必要があります。

そして、どの業種の許可を受けたら良いのか建設業法、建設業法施行規則並びに建設業法施行令等によって定められた、工事種類別の例示を参考に最も適切な業種の許可を受けるわけです。そこで本来なら当然その受ける業種の内容は統一されてしかるべきなのですが、一部の業種において、同じ工事内容なのに許可権者（国・県）によって対象となる業種の判断が異なる場合があります。更に、許可自体の必要性の有無に及ぶものまであり、それは各々の専門建設業界の認識と異なる場合も見られ、その統一を図るべき必要があるのではと思料いたします。

この問題は、全国統一の経営事項審査を受け、公共工事を請け負う建設業者にとって、公平・平等な基準のもとで許可・審査を受けるということが大前提であり、是非とも改善していただきたいことです。

つきましては、このような建設業法の解釈の統一や他の事案も含めて県と国（静岡県の場合は中部地方協議会）とで、常に情報交換ができるような体制を構築して頂きたいと要望するものです。

3) 建設業許可申請手数料の取り扱いについて

県行政手続きの許認可事務を行うにあたり、その事務処理等に係る審査手数料の徴収ということで静岡県の場合は通常、申請時点で「県収入証紙」を貼付し、申請・提出しています。

殆どの場合、順調に許可が降りてくるため申請時点で貼付した収入証紙代金の問題はないのですが、まれに申請が不受理、不許可若しくは取下げを指示された場合、返金されることはありません。

おそらく、どの行政庁においても許可申請手数料の扱いは同様であると思います。

許認可等の申請書類は、受付窓口で書類の審査が行われ、許認可要件を満たしていない内容の書類や添付書類の不足等があれば受付されませんが、逆に受理して頂いた申請については、ほぼ許可が得られていました。

しかし最近では、受理後の細かな内容審査の結果、取下げを選択せざるを得ないケースが見受けられ、この場合申請手数料は返金されません。

申請手数料の取扱いが規定通りの扱いとなるのは致し方ありませんが、申請書類受理を許可が相当と判断できた時点での受理、申請手数料の受領という対応をしていただけないかご検討をお願いいたします。長引く建設業界の景気低迷の中、申請者（依頼者）の高額な負担を考慮して頂けると大変助かります。

大臣許可においては登録免許税として取扱い、納付された登録免許税は許可が取り下げられた場合又は却下された場合は還付されるとあります。他県の行政機関にも確認したところ許可ありきで手数料を徴収しているとのことで、万一不許可、不受理の場合は返金をしている行政庁もあると聞いています。

この申請手数料の取扱いについて、柔軟なご対応をお願い致したく要望するものです。

4) 農業委員会法改正に伴う行政書士の積極的活用について

平成28年4月に改正されました農業委員会法では、農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映させることが適当であるため、市町村長は、農業委員の

任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととされました。農林水産省の新しいパンフレットの中では例として行政書士も該当する旨が明記されています。

また、改正後の農業委員は農業委員会の区域内に住所を有さない者も推薦、応募することが可能となっています。

我々行政書士は、農地転用許可業務等を通じて、農業者と行政のパイプ役を担ってまいりました。農業者の実情と農業政策の趣旨を理解し、有限な国土の合理的かつ計画的な利用に貢献できる行政書士を積極的に活用いただきますよう静岡県より各市町との協議会や打合せ等で趣旨説明と、積極的活用の呼びかけをしていただけるようお願い申し上げます。

5) 静岡県発注の測量業務委託での官民境界確定協議の徹底とその活用について

静岡県から発注される測量業務委託のうち工事に必要な用地を取得するため、用地測量として所有者等と土地の境界について立会確認を行います。この立会確認に基づき民有地の用地買収、土地分筆登記、所有権移転登記を行います。しかし、多くの県土木事務所工事課では静岡県が制定している「静岡県国土交通大臣所管国有財産境界確定事務処理要領」第15条の「境界確定協議書」を県土木事務所管理課及び市町担当課に提出をせず立会確認を行っているのが現状です。

この「境界確定協議書」の提出がされていないため、県土木事務所管理課及び市町担当課では、一度、立会確認された官民境界が未確定であるとされ、土地所有者が開発や分筆を行う際には、新たに「境界確定申請」を求められます。これは土地所有者にとって現地立会など二重に負担を課せられたと受け止められかねない手続きとなっています。

土地所有者は静岡県の行う公共事業に協力して、自身の土地の一部を提供したけれども、静岡県が税金で行った測量成果は使用できず、自身の資金を投入して再度、測量を行うこととなります。測量した結果は当たり前ですが、静岡県の測量成果と一致いたします。

静岡県が行う測量業務委託は測量法に基づき行

われています。測量法制定の目的は、第一条にあるとおり、測量の正確さを確保し、その精度の向上を図ること、そして公共の測量の成果を広く利用させることによって、測量の重複を除くことであります。

よって、土地所有者が公共事業に協力しやすい環境と、将来起こりうる負担軽減のため、今後、静岡県が発注する測量業務委託においては、県土木事務所工事課より県土木事務所管理課及び市町担当課に「境界確定協議書」の提出を徹底し、必要に応じて、公共事業に協力した土地所有者に対しては「境界確定証明書」の交付をする等、静岡県が行った測量成果の有効利用をお願いいたします。

6) 遊休農地所有者調査に伴う行政書士の積極的活用について

昨年、農産品の輸出量が日本食ブーム等の影響で増加傾向にあると一般報道がありました。政府発表の食料自給率の目標は45%とされておりますので、今後、ますます農地の有効活用に目を向けていく必要があるものと思われます。一方で、平成27年10月30日に、農林水産省から発表された荒廃農地の面積については、推測値で27.6万haとなっており、平成22年の29.2万haと比較して若干の減少となっておりますが、近年も以前27万ha以上の面積で推移しております。静岡県においても荒廃農地の面積が5,672haと報告されておりますが、再生された面積はわずかに213haであります。地域に荒廃農地があると、農地利用や集積の阻害、景観の悪化、水利施設管理への支障といったように、地域活性化に支障をきたすばかりではなく、鳥獣被害や病害虫の繁殖、ごみの不法投棄といったことで、周辺の農地へ影響を及ぼす可能性があり早急な対策が必要だと思料します。

農林水産省は、関係者の連携を強め、土地条件の整備や所有者・利用者の調整、地産地消といった地域ぐるみの取組、六次産業化といった営農技術・加工・販売等の情報の共有により、耕作放棄地の再生利用に向け、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等による支援を行っています。

そこで問題となるのが、土地の権利関係です。代々農家を営んできた家系が、後継者不足により、荒廃農地となってしまうような土地については、

何代にもわたり相続未了の状態では権利関係が複雑になっていたり、そもそも相続人等の権利を有するものが把握できていないような土地も少なくありません。そのような土地について、農林水産省は、行政書士を利活用し権利関係を明確化する方策について、各農業委員会に通達しております。

実際、宮崎県や鹿児島県など一部の自治体については、各県の行政書士会と農業委員会が契約し、戸籍等の収集や相続関係説明図等の書類作成業務を行った実績もあります。複雑な相続関係を明確にし、早急に遊休農地解消を実現することは、農地を集約することにより生産性を向上させたり、農地以外の有効活用により地域の活性化や雇用の創生の一助となろうかと思料します。相続関係説明図等の書類作成業務について豊富な経験と知識を有する行政書士の積極的な利活用、そして静岡県行政書士会と各農業委員会との同業務についての契約については是非活発な議論をお願いする次第であります。

【静岡県議会文教警察委員会】

第7分科会

- 1) 大型車等の出発地・目的地となりうる地点周辺の道路便覧未収録道路について
- 2) 工業地帯内の道路の整備と重さ指定道路への格上げによる物流の活性化について
- 3) 市町村道や県道の道路台帳図情報のオンラインでの開放について
- 4) 歩行者や通行車両の多い地域における歩きスマホの規制について

座長：鈴木相談役

- 1) 大型車等の出発地・目的地となりうる地点周辺の道路便覧未収録道路について

道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（※一般的制限値 道路法第47条第1項 車両制限令第3条）を定めています。そして、この一般的制限値を超える車両を通行させようとするときには、道路管理者の許可（特殊車両通行許可）を受けなければなりません（道路法第47条の2）。

トレーラーや大型車を運行している事業者は、この許可を受けることがほぼ必須であり、我々行政書士もこの許可申請を業務としております。

この特殊車両通行許可申請の申請書は、国土交通省の特殊車両通行許可システムを使用して作成されるのが一般的です。システム内には、多くの道路情報が道路情報便覧に収録されており、通行経路情報を入力するのに非常に便利です。

このシステムを利用し、申請書を作成していきなりました。

国土交通省がこのシステムを開発しているため、国土交通省が管理する道路の情報は完全に網羅されています。しかし、それ以外の道路に関しては、主要な道路はほぼ網羅されているのですが、一部の市町村道の情報が収録されていない箇所が見受けられます。

大型車の通行経路と想定されていない道路（住宅街やリゾート地等）であれば問題はないのですが、工業団地等の工業地帯、物流倉庫が点在している箇所のような大型車が発着する可能性の高い道路とかでも少なからず見受けられました。

もちろん、道路情報がこのシステム内に上がっていないとしても許可申請は可能ですし、実際に通行許可を受けてもいます。ただこの場合、許可申請を受付けた窓口（国道事務所や県土木事務所の場合が多いです）と当該未収録道路の管理者との個別協議案件となってしまう、その協議が終わらないと許可証が発行されません。そして、こういった案件は、相当時間がかかっています（1～3か月）。これに対し、申請経路が道路情報便覧に収録されている道路で完結しているのであれば、個別協議無しで、標準処理期間である3週間程度で許可証が発行されています。

また、道路情報が道路情報便覧に収録されていれば、こういった条件での通行が可能か、または通行ができないのかといったことが、車両の諸元より自動で計算されますので、許可までの処理期間の短縮とともに、申請者の利便に寄与することになります。

ここまでは、地方整備局管内の国道事務所が申請窓口となった場合のことを主に述べてまいりましたが、県の土木事務所が申請窓口となった場合であっても、道路管理者相互の道路情報の共有により同じ効果が期待できます。

そのため、工場地帯や物流地帯といった大型車の発着地点となりうる箇所の前面道路や周辺道路の情報は、なるべく国土交通省の特殊車両通行許可システムに上げてもらい県の道路管理者に要請するとともに、市町に対してもこういった大型車の発着地点となりうる箇所での道路管理者相互の道路情報の共有に協力するよう働きかけをお願いしたい。

物流は迅速が原則。大型車を運行するための許可に何カ月もかかっているのは物流が滞ることになり、無許可運行も出てくることになります。

違反を予防し、物流を活性化させるためにも、ご検討をお願いしたい。

2) 工業地帯内の道路の整備と重さ指定道路への格上げによる物流の活性化について

1) では、工場や倉庫周辺の道路情報便覧に収録されていない道路について提案しましたが、ここでは、道路情報便覧に収録されている道路も含めた道路についてのお願いです。

大型車の中には、一般的制限値を超える諸元でありながら、特定の道路であれば、特殊車両通行許可を受けずに通行することが可能な車両が存在します。

具体的には、新規格車と呼ばれるものがその代表です。「高速自動車国道」および「重さ指定道路」であれば、総重量25トンまで許可を受けずに通行することができます（単車の場合）。そして、現在運行されている大型車の殆どはこの規格の車両となっています。

「重さ指定道路」には、幹線道路となっている道路が殆どです。ですから新規格車は、大まかな移動には許可を受けずに運行させることはできます。しかしながら、発着地周辺が道路情報便覧に収録されている道路ではあっても、「重さ指定道路」となっていない場所が多々見受けられます。大型工場周辺でも「重さ指定道路」には指定されていないところが殆どです。（別紙資料）

通行経路上「重さ指定道路」となっていない部分が短いと、道路管理者が取り締まりをしていない部分でもあるため、この部分に関し許可を受けずに運行している新規格車が多いのが現状です。そして、それを運行する事業者には、違反の意識が薄いです。

工場や倉庫が集まっている地域は、大型車の発着地となることが多いでしょう。また、工業団地等の道路は、きれいに整備されています。そういった道路は、こういった設計によって開設されているのかはわかりませんし、市町道が殆どであるため可能かどうかはわかりませんが、もし可能であれば、「重さ指定道路」への格上げをお願いしたいと思います。都市計画法の工業地域等の指定においても、地域内の道路について「重さ指定道路」を念頭に置いた設計をお願いいたします。

そうすることにより、小さな違反を減らすことになり、法令順守が徹底している事業者も容易に参入することが可能となり、物流の活性化につながると思います。

3) 市町村道や県道の道路台帳図情報のオンラインでの開放について

特殊車両通行許可申請の際、申請経路上に道路情報便覧に収録されていない道路が含まれている場合、その道路名称とその部分の地図を申請情報としなければなりません。

そのため、道路管理者に電話とFAXで問い合わせることが多いのですが、インターネット上で道路台帳図を公開している自治体もあり、重宝しております。

沼津市のように路線網図のみの自治体もあれば、静岡市や磐田市のように道路幅員の表示まで公開している自治体もあります。しかし、静岡県を含め、道路台帳図を公開していない自治体のほうが多いです。

特殊車両通行許可申請に限らず、こういった情報が必要になる場合が少なからずあります。細かい情報は窓口や現地での確認をしなければなりませんが、PC上で概要を確認できれば国民の利便に寄与することになると考えます。

県道の道路台帳図情報のインターネット上での公開をお願いするとともに、市町でも道路台帳図情報をインターネット上で公開するよう働きかけをお願いいたします。

4) 歩行者や通行車両の多い地域における歩きスマホの規制について

今年7月22日（日本）にサービスを開始したPokemon GOなるスマートフォンゲームが世界

的に反響を呼んでいます。

このゲームが原因かは不明ですが、ながら運転や歩きスマホが目立つように感じます。

ながら運転は、道路交通法第71条第5号の5により取り締まりの対象となりますので、一層取締りを強化していただきたいと思います。

一方、歩きスマホに関しては、車両の運転者のように規制する法令の規定は存在しません。歩きスマホをしている人は、周りを全く見ていない人が多く、他の歩行者や通行車両が注意していても事故に巻き込まれる危険があり、非常に危険だと思います。

そのため、事故のリスクの高い街中などの歩行者や車両通行の多い地域地区での規制をお願いいたします。

条例制定権の限界の問題はあるでしょうが、交通事故の予防の観点から、是非検討をお願いいたします。

平成28年度第1回新入会員特別研修会

日時 平成28年8月25日(休)

10時00分から18時30分

会場 もくせい会館1階富士ホール

受付 新入会員等特別研修グループ

司会 鈴木芳雄(理事)

出席新入会員 41名

五條常任理事の開会の挨拶から始まり、コンプライアンスについての講義、今後の業務につながる委員会からの講義に分厚いテキストを前に真剣に聴講の新入会員。質疑応答でも活発に手が上がりました。閉会後の意見交換会では先輩会員からの様々な経験談が貴重な勉強になったことでしょう。頑張ってくださいとエールを送ります。

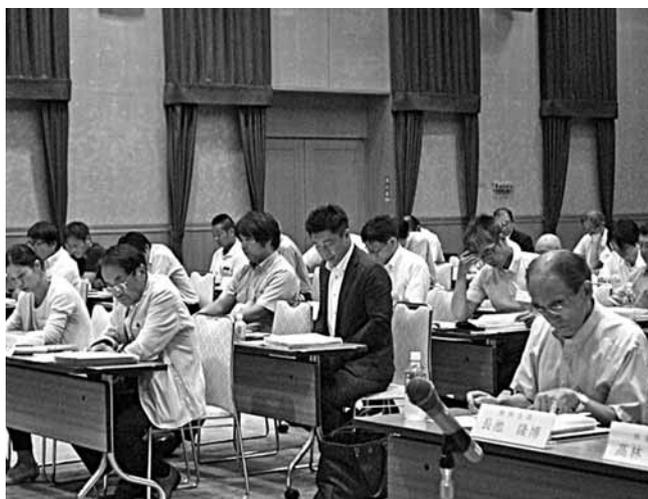
時間	講義内容	所属	役職	担当及び講師
10:00	開会の挨拶		常任理事	五條義人
	日程及び資料の説明		理事	神木俊典
10:05	会長挨拶		会長	岸本敏和
10:10	静岡県法務文書課長及び担当者の紹介		理事	鈴木芳雄
	静岡県経営管理部総務局法務文書課課長挨拶	静岡県経営管理部総務局法務文書課	課長	高藤吉郎様
10:15	倫理綱領唱和		副会長	後藤博行
10:20	静岡県経営管理部総務局法務文書課による講義「コンプライアンスについて」	静岡県経営管理部総務局法務文書課法規班	班長	森隆史様
10:40	○行政書士政治連盟について		静政連会長	月見里和夫
10:50	○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について(職務上請求書G)		副会長	平岡康弘
11:40	○法令遵守、品位保持について		副会長	月見里和夫
12:00	昼食及び休憩			
	各委員会からの講義			
12:45	○成年後見制度について	成年後見サポートセンター静岡県支部	支部長	神木俊典
13:00	○風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等	風俗保健委員会	委員長	理事 杉本和也
13:20	○遺言・相続等	相続家事委員会	委員長	理事 市原誠
13:40	○入管・帰化申請等	国際委員会	委員長	理事 藤田哲
14:00	○建設業許可申請・経営事項審査等	建設業委員会	委員長	理事 梅原勤一
14:20	○中小企業支援について	中小企業支援委員会	委員長	理事 松島正幸
14:50	○広報活動について	広報委員会	委員長	理事 高林和子
15:00	休憩			
15:10	○農地法申請等	農地土木委員会	委員長	理事 土田哲
15:30	○自動車登録手続・車庫証明申請等	運輸委員会	委員	米原透
15:50	○産業廃棄物収集運搬業許可申請	環境委員会	委員長	理事 桜井俊文
16:10	○著作権について	著作権研修G	委員	監事 我妻和男
16:30	質疑応答及び要望事項について		常任理事	児島良孝
16:50	受講証明書授与		会長	岸本敏和
16:55	閉会の挨拶		常任理事	鈴木晃
17:00	意見交換会 開会		副会長	岩瀬喜臣
18:30	意見交換会 閉会		常任理事	五條義人



静岡県経営管理部総務局
法務文書課長 高藤吉郎様 ご挨拶



法務文書課法規班長 森 隆史様
講義「コンプライアンスについて」



熱心に聴講する新入会員



受講証明書授与

私が目指す行政書士像

富士支部 栗田亜希子会員

この原稿を書くにあたって、「私が理想とする行政書士ってどんな行政書士だろう？」としばらく考えてみました。いつも笑顔で相談しやすい雰囲気。お客様の話にはじっくりと耳を傾け、仕事は速く丁寧である。そんな行政書士になれたらいいのでは、と思いました。



私は、今年の2月に行政書士登録をし、4月に富士駅南口すぐのところに「くりくり行政書士事務所」を開業しました。行政書士試験を受験する時にはもちろんですが、開業準備の時にも勉強することはたくさんあり、開業してからはさらに学びたいことがどんどんみつきり、時間が足りない毎日です。この仕事をしていくということはこれからずっと勉強していくということだと改めて思っているところです。速くて丁寧な仕事をするためには、ある程度の経験も必要ですが知識も必要です。経験はこれから積んでいくとして、まずは日々勉強を怠らずに続けたいと思います。

私が「行政書士という仕事をはじめた」と友人や知人に言っても「行政書士ってどんな仕事をする人なの？」と聞かれることが多いです。行政書士にできる事はたくさんあるので、なかなか簡潔に伝えることが難しいのですが、どんな仕事をしているかわからない人には仕事を頼めません。もっと認知度を上げるために行政書士ができる仕事にはこんなことがあるのだということをいろんなところで話し、積極的に会いに行き、気軽に相談できる存在になれたらいいと思います。

また、女性であり妻であり母であるという私の個性や今までの経験を仕事にも活かしたいと思います。お客様の困りごとをゆっくりじっくりと聞き、その困りごとが早くすっきり解決するように相手の立場に立ってきめ細やかで迅速な対応を心がけたいです。

理想の行政書士像を目指し、笑顔と勉強と心意気を忘れず、精一杯努力したいと思います。

清水支部 土橋 豪会員

私が行政書士を目指したのは、現在も兼業で働いているソフトハウスでの業務がきっかけでした。そこでの私の主な仕事は、タクシー業界向けの運行管理、労務管理などの事務処理ソフトの開発や、その後の運用支援を行っています。タクシーは許認可事業ということもあり、法令に基づいた様々なデータ管理や書類作成がシステムとして求



められます。

従来、システム開発のスタイルは、まずお客様から情報をいただくところからスタートする、という流れが基本でした。しかし、サービスの向上を考える中で、こちらから情報を発信し、ニーズを生み出すことはできないか？と考えるようになりました。そして、法令や許認可などの仕組みを調べる中で行政書士という資格を知り、興味を持ちました。

この度開業をし、様々な業務に挑戦したい気持ちはあります。しかし、まずは身近な存在であり、お世話になっているタクシー業界にとって頼れる存在になりたいと考えています。行政との関わりの強いタクシー業界において、行政書士の知識、情報を活用したサービスの提供であったり、逆に、許認可取得や、監査対応、法令の求める管理を実現するために、システムを活用するなど、行政書士の知識と、システムの知識を組み合わせることで、業界への貢献ができればと考えております。

西遠支部 鈴木貴広会員

こんにちは。西遠支部所属の鈴木貴広と申します。今回は「私の目指す行政書士像」とのテーマですが、果たして自分で大丈夫なのか？参考になるのか？不安ではありますが書かせて頂きます。



まず、私が行政書士を目指した動機。それは「今の勤めでは将来が不安なので何かきっかけを探している中で行政書士試験が目に入ってきた」と言うものです。いきなり白状してしまいましたが、同じような経緯をたどった方は少なからずいらっしゃると思います。何も知らないところから微かな光を見出すが如く始めた勉強ですが、奇跡的に途中で投げ出すこともなく、数度の受験の末、合格をすることができました。

試験合格以前に、私は行政書士業務につながるような仕事を経験していません。行政書士の自分はどうあるべきか？ある日、その事について「型にはまらない発想で活動できるね」とおっしゃった方がいました。型にはめて考えがちな自分は、考えすぎて視野を狭めていました。そのことに気づかされた思いでした。

もちろん基本はおさえ、遵法精神を持ちつつ、自分に相応しい何かを見つけられれば。その過程の姿が「私の目指す行政書士像」と、今は考えています。

夢や理想はどんどん変わる。悩みも尽きないでしょう。この先行政書士の自分は、果たしてどのように変化を重ねていくのでしょうか？

第3回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会

日時：平成28年9月13日(月) 午後1時30分～

場所：静岡労政会館

- | | | | |
|---|--------|--------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 | 開会の辞 | 静岡県行政書士会常任理事 | 渡邊 政年 |
| 2 | 会長挨拶 | 静岡県行政書士会副会長 | 月見里 和夫 |
| 3 | 顧問挨拶 | (1) 静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課
(2) 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター専務理事兼事務局長 | 内田 成美様
柴 行延様 |
| 4 | 出席者紹介 | | |
| 5 | 議案決議 | 第1号議案「平成27年度事業報告」
第2号議案「平成28年度事業計画」(案) | |
| 6 | 講演 | 演題 「最近の暴力団情勢と悪質クレーマー対策について」
講師 静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課 課長補佐 | 榊原 章洋様 |
| 7 | 宣言読み上げ | 静岡県行政書士会副会長 | 岩瀬 喜臣 |
| 8 | 閉会の辞 | 静岡県行政書士会副会長 | 後藤 博行 |

5 議案決議

第1号議案 平成27年度事業報告

平成27年度事業報告	
1	平成27年9月14日静岡市葵区のもくせい会館において第2回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会を開催
2	県下の地域暴力追放推進協議会が開催する大会、総会へ参加
3	平成27年10月27日焼津文化会館において開催された第33回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会へ会長以下10名参加
4	平成27年11月10日浜松市中区の地域情報センターにおいて公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターが主催する不当要求防止責任者講習を開催、40人受講

第2号議案 平成28年度事業計画

平成28年度事業計画	
1	平成28年9月13日静岡市葵区の静岡労政会館において第3回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会を開催
2	県下の地域暴力追放推進協議会が開催する大会、総会への参加
3	平成28年11月15日沼津市大手町のプラサヴェルデにおいて開催される第34回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会への参加
4	平成28年11月30日静岡市葵区の静岡労政会館において公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターが主催する不当要求防止責任者講習を開催
5	機関誌「行政書士しずおか」等を活用し暴力団等排除対策について啓発活動の推進

暴力団等排除宣言

私たち、静岡県行政書士会会員は、静岡県行政書士会暴力団等の排除に関する規程の趣旨にのっとり、社会の秩序や安全を脅かす暴力団等の反社会的勢力を社会から排除していくことが社会共通の重要課題であることを認識し、社会的責任ある組織として、以下の通り暴力団等排除について基本方針を定めるとともに、この基本理念実現のための体制を整備し、健全な行政書士業務及び積極的な暴力団等の排除活動を推進し、安全で安心できる市民生活、企業活動に寄与することを宣言する。

- 一 暴力団等の排除における基本理念「交際しない」「利用しない」「金を出さない」「恐れぬ」の四ない運動を徹底する。
- 一 暴力団等の不当、不法な要求は断固拒否する。
- 一 暴力団等の排除については、関係機関との密接な連携と一致団結した会員相互の協力体制を確立する。

平成28年9月13日

静岡県行政書士会

暴力団等排除対策協議会 会長 岸本敏和

女性会員交流会が開催されました

さる9月9日、13:30より、静岡市のペガサート7階大会議室にて、「女性会員交流会」が開催されました。

静岡県行政書士会には、全会員のおよそ一割に当たる174名の女性会員が登録されておりますが、女性会員のみを対象とした交流会・研修などはほとんど開催されていませんでした。この度、業務交流PTでは、女性会員の皆様に交流の場を設け、相互の親睦を深め、業務研鑽の機会としていただくとともに、女性ならではの視点や感覚、生活環境から新たな可能性を見いだすきっかけとなるべく、本交流会を開催しました。

第1部は、女性行政書士の先駆者であられる中遠支部鈴木市代会員を講師としてお招きしての講演会を開催しました。鈴木会員の行政書士試験を受験されたきっかけから、数々の困難に直面し、乗り越えてきた行政書士としての半生を、率直に語っていただきました。また、後進の女性会員へのアドバイスももりばめられ、参加者の多くは、頷きながら、聞き入っていました。

第2部では、参加者によるグループ討議を実施しました。いままで誰にも相談できなかった悩みなどを率直に出しあい、静岡県行政書士会に対する要望も飛び出すなど、非常に活気のある討論となりました。

また、交流会終了後ホテルアソシア「パーゴラ」にて懇親会が開催され、女性会員同士の交流が深められました。

懇親会には、鈴木市代会員や静岡県行政書士会岸本会長をはじめとする面々も参加され、女性会員の活躍を後押しするべく、活発な意見交換がなされていきました。

交流会出席者 31名



投稿

年輪

(富士宮支部 保坂 昭秀)

何故か、このタイトルは歌手北島三郎のヒット曲『年輪』になってしまった。歲月人を待たず、地元の金融機関を定年退職し行政書士に仲間入させて頂き、はや二十一年経過し先輩に手取り、足取りご指導ただいて今日に至っている。

ここから本論。中学校時代の同窓会が某温泉で開催され、男女数十人が集合し、既に白髪、ピカピカ頭のおじさん、おばさんが行儀良く着席していた。数回欠席の常習犯である私は一瞬、会場を間違えたのかなと思った。

誰もが「何さん」という顔で私を見ている。「この人はだれ」と言う幹事の司会、一人ずつ立ち上がっての自己紹介で、ようやく「ああAさんだったの?」「あらB君」一瞬懐かしさが湧き上がる。あちこちで白髪の男女が楽しそうに語りあっている。

終戦直後、六三三制の導入による男女共学が解禁、なにしろ戦前は男女七歳にして席を同じゅうすべからずの教育を受けていたから照れて言葉をかわす機会も少なかった。それが今、談笑し、笑い合っている。

石坂洋次郎の「青い山脈」を思い出した。クラス一番の美人、成績も抜群の彼女に下手な文章でラブレターを書いて無視された相手も、老婦人となり黒縁眼鏡、白髪で昔の面影はなく、イメージはダウン。今は幼稚園から男女共学、高校生が手を繋いで下校する時代、

このエッセイを読むヤングからなんとクラシックと苦笑されるだろう。もうお互いに男女の性別感覚がなくなっただけかと思った。

某月某日、机上の電話ベル「私は東京新宿の×××出版社、取材記者の××××です。

実は先般、先生のローカル紙に投稿されるエッセイが面白くて共感し、デスクに報告、了解を得て当社の月刊誌に掲載したいのですが」

私は社交辞令に弱く、すぐのせられるタイプ。「俺の拙文エッセイが全国販売の月刊誌に掲載されるなんて夢。まして、先生なんて呼ばれるのは赤提灯ぐらい」

「つきましては、その協賛金として××万円をお願いしたいのですが」

ここでフッと警戒心が頭脳をよぎった。これは名誉心をくすぐる「おだて商法」じゃないかと。「おっしゃる事が反対ですね。契約金を払ってくれるのが順序じゃないですか?」

「でも先生は現状で満足していますか?」

先生と呼び、作品に共感したと、脇のしたをくすぐる電話セールス、ふと頭脳に危険信号が灯った。危ない、危ない、アンデルセン童話「ハダカの王様」となる可能性がある。俺も年齢を重ね騙されなくなったとのぼせ自覚した次第、こういう自信過剰が騙されやすいのかも知れない。読者諸賢の失笑が目に浮かぶ。

ツ イ ッ タ ー

(富士宮支部 保坂 昭秀)

世の中あげてパソコン時代、昭和一桁生まれの機械音痴の私にはIT時代に即応が困難である。パソコン扱いは鬼門、やっかいな書類作戦は婿に緊急支援を依頼しないと営業ストップのリスクに陥る。

最近は小学校高学年でパソコン基礎教育が始まって

いるのを耳にすると時代の流れの変化に驚く毎日、私等なれているワープロのほうが文章作成などスピーディーなのだが、このエッセイもワープロ作成である。

業界が高齢者機械音痴リスクを無くそうとパソコン基礎教育の機会を度々設営して、私の様な機械音痴を

サポートしてくれるが、頭脳がお手上げ。特にカタカナ専門用語には白旗である。インストール、ブラウザ、CPU、USB、マイ・ドキュメント、バージョン、もういい加減にしてくれと弱い頭脳が悲鳴をあげている。最近、感じた事はなにかの文書を手書きする場合、OA機器に頼り過ぎた頭脳は漢字を呼び戻してくれない。やむなく、また電子辞書に応援を求める始末。最近驚くことは医療機関、主治医が問診、机上のパソコンに入力すると調剤室で（大病院のケース）医師指示のクスリが出来ており、待ち時間が短縮され、スピーディーで一昔前の待合室の滞在時間が嘘の様。

「ツイッターって何の事？」

そばで聞いていた小学校六年生の孫

「あのね、じいじ、ツイッターってつぶやきや情報をインターネットに流す事だよ」

「フーン、老人間では暇にあかせて井戸端ミーティングが多いのに、つぶやきが無くても、電話・手紙などで間に合うのに。」

「それは文通じゃない、年寄りには説明が難しいナ、うちのバアバはね、遠方からプレゼント品が届くと、電話で着いたあと大声でお礼を言っているよ。」

ともかく、世の中あげてIT時代、老人頭脳に受け入れが難しい環境となった。

酒我慢 定期検診 結果まち

防人の歌と「わだつみの声」

（静岡支部 佐藤 吉男）

（一）はじめに

昨年は戦後七十年という事で太平洋戦争への回帰が一時的にブームになったが、喉元過ぎて、今年は静かな八月十五日である。八月十五日を戦災忌というが、私は、毎年、護国神社へ参拝に行っている。ところが、蝉時雨の下で頭を垂れているのは、右翼の団体であり、遺族たちは、会館から出てこない。また、私は、高校野球をよく見学に行くのだが、ある高校の応援団が軍旗を振り回していたので、抗議したことがある。幸い、最近、この応援はなくなったが、今日、軍旗に鼓舞される球児はいないはずである。単なるパフォーマンスは戦争犠牲者を愚弄するなものでもない。時代遅れの応援がなくなって、純粹に応援できるようになった。祖父は明治生まれで、近衛師団に属していたし、父は海軍で戦艦長門を最期まで操縦していた男であった。祖父や父もとっくに亡くなり、私が代参しているような感じである。私は、歌人ではなく、俳人であるので、時々、俳句によって気持ちを吐露している。

「敵・味方なくて今日は戦災忌 祖人」

今年も、戦後七十一年目の戦災忌を迎え、現地で戦った戦争体験者もだんだん少なくなっている。だが、しかし、若者たちが平和を享受しているかのようにみえ

ても、それは、つかの間の平和かもしれない。原爆被災者らにとって、戦後はまだまだ終わっていない。

ところで、防人は、筑紫や壱岐・対馬の海岸を守るために難波、下野、遠江などの東国から召集され、三年ごとに交代した兵士のことである。記録によれば、防人は、天智天皇の三年に置かれている。防人の歌は、万葉集に収められている兵士たちの心の叫びである。彼らが、国や父母や子を思い、恋人や故郷を慕った記録である。

その代表歌は、「海行かば水漬くかばね山行かば草むすかばね大皇の辺にこそ死なめかへりみはせじ」である。神武天皇の東征に従軍して、手柄をたてた子孫の同伴家持の長歌である。天皇に忠誠を誓った皇国の歌である。実は、この歌は、太平洋戦争の軍歌「海行かば」の一節でもある。時代は下って、鎌倉時代に、北九州へ兵士を送って、元の攻撃から国を守ったのは、北条時宗である。このとき、神風が吹いて日本は救われたとも云われている。神風は台風のこと。ちなみに神風は、太平洋戦の特攻隊の名前でもある。

これに対して、「きけわだつみのこえ」は、太平洋戦争に従軍した学生たちの記録である。

最終的に学徒動員令によって軍需施設に駆り出された昭和六年生まれの人たちも、数少なくなっている。

それほど、太平洋戦争の生き証人がいなくなりました。したがって、彼らが語る言葉の一言一言を大切に肝に命じて、耳を傾けたいものである。

(二) 万葉集の防人の歌

万葉集の中でもよく知られているのは「今日よりはかへりみなくて大君の醜の御盾と出で立つわれは」である。作者は、下野国の今奏部興曾布である。大君は天皇のこと。

「父母にも花にもがもや草枕旅は行くとも捧ごて行かむ」歌碑は掛川西高校の中庭にある。作者は、遠江の国佐野郡の丈部の黒当である。できれば、親族のすべてを伴って行きたいものだ、嘆いている。

「遠江白羽の磯と贅の浦と相てしあらば言も通はむ」
作者は、袋井市山名郡の丈部川相。歌碑は、御前崎町の白羽海岸にある。

「わが妻も画にかきとらむ暇もが旅ゆく我は見つしのはむ」

作者は、遠江の国長の下郡の物部の古麻呂。対象は妻のみ。

「吾等旅は旅と思ほど家にして子持ち瘦すらむわが妻かなしも」

作者は、駿河の国の玉造部の広目。貧しい生活に追われている妻子を置いて旅立つのは、心残りだと、訴えている。

「父母が頭かき撫で幸くあれていひし言葉せ忘れかねつる」

作者は、駿河国の丈部稲麻呂。父母との別れを惜しむ純粋な人間の叫びが聞こえる。歌碑は、清水第三中学校の敷地内にある。「頭かき撫で」に父母の慈愛が充ちている。

「橘の美袁利の里に父を置きて道の長道は行きかねてぬかも」JR清水駅前広場にある。

作者は、同じく、丈部稲麻呂。故郷へ残した父を思って詠んだもの。父子の心情を思い、清水北ロータリークラブが建立した。これと同じ歌碑が、清水区興津小島町立花にある。なお、但沼には、堀池秀次郎が顕彰した舎人親王の祀った舎入社があり、秋に親王まつりが行われている。

「唐衣裾に取り付き泣く子等を置きてぞ来のや母なしにして」

作者は、信濃の国の他田の舎人の大島。母のいない子を置いて旅に出る苦悩が伝わって来る。

「草枕旅の丸寝の紐絶えるば我が手と附ける此の針

持し」

作者は、武蔵の国の防人の妻、棕椅部の弟女。残された妻が旅先の夫に細かい心遣いをして感じがよく出ている。

「防人に行くは誰が夫と問ふ人を見るが羨しさ物思せず」

作者は、防人の妻。自分の夫が防人として召されているので、これから召されて行く人の妻が、あれは誰の夫なのか、尋ねているのを見るのは、羨ましい。哀愁の果ての情感が溢れている。

「水鳥のたち急ぎに父母に物言はず来にて今ぞ悔しき」

作者は、有度部牛麻呂。歌碑は、静岡市清水区日本平にある。郷里に残した父母に何も言わずに旅立った事を悔やんだ素朴な歌である。大石徳四郎と青山於菟が、万葉の哀歌と太平洋戦争に出兵した兵士達の遺族には心通うものがあるとして建立した。

「家にしてこひつつあらずは汝が凧ける太刀になりて齊ひてしがな」

作者は、上総国の日下部使主三中。万葉集には、防人の妻の歌は九首出ているが、親の歌は一首しかない。

主に、静岡県にゆかりのある短歌と歌碑を紹介したが、訴えている心情は、みな同じなのである。

(三) 「きけわだつみのこえ」

「きけわだつみのこえ」は、昭和二十四年(1949)十月、刊行され、翌年四月、「わだつみ会」が結成された。昭和六十二年(1987)、文芸春秋の新年号で、「戦後の名著ベスト10」で断然トップの座を占めて、いわば戦後の古典となった。

東大出版部から光文社版を経て、現在は岩波文庫に収められている。その年の十一月末の「朝日歌壇」に「ことばのあやの仰せをいかに聞き給う水漬く屍は草むす屍は」という投稿原稿がよせられた。戦争の捨石となった、戦没学生を詠んだものであった。

「わだつみ」世代はおよそ四代に分類される。第一に、1911年から1919年の「前わだつみ世代」、第二に、1920年から1922年の「わだつみ世代」、第三に、1923年から1925年の「わだつみ世代」、第四に、1926年以降の「小国民世代」である。

「わだつみのこえ」は、戦没学生の手記を集めたもので、その冒頭には「なげけるか いかれるか はたもだせるか きけ はてしなきわだつみのこえ」と書かれている。

上原良司の遺書、石上高明の日記、吉村友男の遺書、大井栄光の遺書、川島正の日記、目黒明の父への手紙、竹村孝一の詩、浜田久の日記、田辺利宏の詩、片井澄の手紙、山岸久雄の短歌、島崎二郎の日記、柳田陽一の日記、福中五郎の兄への手紙、上村元太の日記、渡辺辰夫の遺書、田坂徳太郎の遺書、馬場充貴の短歌、真田大法の母への手紙、浅見有一の日記、筒井厚の妻への手紙、大島欣二の軍艦山城から師への手紙など、枚挙にいとまがない。みな戦死した優秀な若者たちの心の叫びが書かれている。なぜ、優秀な若者が戦争に駆りだされて死んだのか、それを考えるだけでも意義のある内容ばかりである。

(四) 心の叫びは共通

北朝鮮が、ミサイルや核実験を頻繁に行っている今日、国防は大事である。安倍内閣によって、憲法論議が盛んになりつつある。自衛隊もいまや必要悪になっ

ている。また、幕末には、ただ国防を説いただけなのに、鳥居要蔵がでっち上げた「蛮社の獄」によって、世を迫られた渡辺崋山や高野長英がいた。

思えば、日本を太平洋戦争に導いたのは、薩長政府である。靖国神社も本来は戊辰戦争に勝利した官軍の兵士を祀ったもの。賊軍となった幕府の兵士は、浜田藩を除いてほとんど祀られていない。だから、靖国神社へ東条英機ほかA級戦犯を祀った事がそもそも間違いなのである。天皇陛下万歳、七生報国を唱えながら、多くの若者達が死んで行った。苔むす屍になったのである。神風特攻隊も然り。彼らの遺書や手紙が、知覧の特攻記念館や護国神社の遺品館や靖国神社の有就館に残されていて、見る者の涙を誘う。

これらの遺書や手紙は、「防人の歌」や「きけ わだつみのこえ」の青年達の心情とまったく同じなのである。もっといえば、平和を願う世界人類の心の叫びが書かれているのである。

静岡県立美術館開館30周年記念展 「東西の絶景」、支部にて鑑賞会

(静岡支部 関根 珠雄)

梅雨入り前の6月の休日、天候も気持ちも少し雨模様の中、気分転換になりそうな支部厚生部の静岡県立美術館開館30周年記念展「東西の絶景」鑑賞会企画に参加してみました。

県立美術館は、小高い丘に位置していますが、駐車場が混んでいたため、少し戻って結局離れたところに車を止めることに。霧雨のような雨が降り、とてもいい雰囲気です。新緑生い茂る豊かな自然に囲まれた緩い上り坂のプロムナードを気持ちよく散歩し、途中の彫刻作品も見ながら(2日ほど前にソフトボールの練習で軽〜い運動をただけなのに、筋肉痛を感じながら)、美術館に到着。人数多くないのに何故か団体券で入館できお得な気分♪

今回の静岡県立美術館開館30周年記念展「東西の絶景」は、ユニークなコレクションで知られる県美収蔵品2600点の中から、開館30周年記念展として風景画の優品の数々が一堂に展示されています。

記念展につき、学芸員の方によるフロアーレクチャー



として一部作品の解説をしていただきながら観覧できる特典つきです。時代背景や作品の細かいところまで解説していただき、特に時間をかけて解説してくれたのは重要文化財である《龍山勝会・蘭亭曲水図》、春の「蘭亭曲水」と秋の「龍山勝会」とを両隻に描き分ける屏風(ちなみに屏風の数え方は、隻「せき」です)でした。両景を対比させる構成でダイナミック?過ぎてうまく表現できませんが、屈託のない明るさがあり、おおらかな気分を感じることができました。

解説が終わり近くで観ると、かなりきめ細かく描かれていることが確認できます。ふと思ったのですが、この屏風を置く部屋は何畳ぐらい必要なのでしょうかね？

その後は自由に観覧、そこに意外な作者名が。徳川幕府最後の将軍「徳川慶喜」の油彩画を発見、隠居後に描いた風景画で実際にはない理想の風景らしいのですが見事でした。慶喜さんがこのような油彩画を描いていたなんて私は知りませんでした。これは「初耳学」に認定（これ冗談ですよ）！私が単に無知なだけでしょうか、皆さんは知っていましたか？

続いて、静岡県焼津市で生まれ、31歳の若さで踏切事故により亡くなった、石田徹也さんの作品です。石田さんの作品に多く描かれている青年は、同じような顔が描かれていて、作家本人に似ているため自画像だと言われているようですが、本人はきっぱりと否定しているそうです。私はどう見ても本人だと思うのですが…

石田さんの作品は、どこか寂しげな印象を受けます。今回は2作品のみでしたが実際に見てもそう感じました。短い期間に多くの作品を残していますが、どのような心境で描き何を表現したのかとても興味があります。亡くなってしまっているのが残念です。他にも、有名なピカソ、クロード・モネ、そして私が知らないだけできっと有名である方の作品をいろいろと観ていると、あっという間に時間が過ぎてしまいました。

さて続いてはロダン館を観覧、こちらはM田厚生部長から、世界遺産登録された国立西洋美術館&松方コレクションとロダン作品等の解説があり、話を聞いてから作品を観るといろいろと興味がでてくるがあります。

ロダン館に入ると最初に目に入る巨大な「地獄の門」、これは鑄造で造られたとか、「むむ」懐かしい言葉が…。

私は以前金型の仕事をしていて、砂型鑄造の経験も少しあり昔の記憶が甦ってきました。

鑄造と聞いてもわからない方が多いと思います。そこで、砂型鑄造で簡単に説明します、砂で作った型に金属を加熱により溶かし液体状態にしてから型に流し込み、自然な状態で冷却させその後、周りの砂型を壊し製品を取り出します（かなり簡単な説明です）。

製品ができて表面があらいため仕上げが必要、溶かした金属を流し込むとガスが発生するため対策必要、

液体を流し込む量・方法によっては材料が割れてしまう等課題もあります。これが巨大な芸術作品「地獄の門」の作成、想像もつかない大変な作業だと思います。（地獄の門は世界に7体あり4点は砂型鑄造、県立美術館を含む3体は蠟型鑄造によりできているそうです。）

今回調べてみると鑄造にもいろいろな種類があり、像の作成にも組み合わせも含めて、いろいろな鑄造方法で作られることを知り面白かったです。

次は「カレーの市民」、恥ずかしながら食べ物をイメージしてしまう程度でしたが、解説を聞き、さらに帰宅後少し調べると、百年戦争の際イギリス軍に包囲されながら降伏しないカレー市、そんな時名士たち自ら犠牲になることを名乗りでて、街を救い英雄となったことが基となったとのこと。しかしロダン、名士たちが死を恐れおののきながらも市民のために名乗り出たことを知り、英雄としてより死に直面した恐怖をも表現した像となっています（最終的には英王妃の嘆願により、名士たちは処刑を逃れたようですが）。

次に、ロダンと言えどももちろん「考える人」、これは圧巻です。

細かい感想、解説は長くなってしまったため省略。皆様もロダンについて、ある程度調べてから久しぶりに静岡県立美術館ロダン館に行ってみては如何でしょうか、お勧めですよ。私も、また行ってみようと思います。

それから、これ静岡支部限定になってしまいますが、厚生部メンバーが様々な企画を考えてくれます。交流する機会も増えるし楽しめますよ。

8月はボウリング大会と花火大会鑑賞会とか…。参加するのを楽しみにしています！



掲 示 板

コスモス静岡第5期定時総会

平成28年9月15日(休)シズウェル401号室において一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター静岡県支部（コスモス静岡）の第5期定時総会が開催された。前期の事業経過報告及び収支決算報告に関する議案に続き、今期（第5期＝平成28年8月1日～平成29年7月31日）における事業計画案、収支予算案の審議が行われ、いずれの議案についても承認可決された。

今期もコスモス静岡は静岡県行政書士会としっかり連携して活動していきます。市民向けセミナー＆無料相談会は東部の沼津市に続き、浜松市でも開催を始めています。今期中には中部でも開催を予定しており、更なる成年後見制度の普及に向けた事業を進めて参ります。



お知らせ

第21回 会員写真コンクール募集要項

- テーマ……………自由
 - 締 切……………平成28年11月30日
 - サイズ……………キャビネ大又は2Lサイズかデータ（2MB未満jpeg）形式でも可。本会メールアドレスに添付メールでお送りください。多数の作品を送られる場合は6MBまで。
- ※応募作品は返却いたしません。
- 賞……………会長賞 1名、優秀賞 2名
入賞 3名、佳作 4名

受賞作品については会報誌に掲載し、発表いたします。

尚、表彰式は定時総会にて行います。

人物撮影は本人の許諾のあるものを応募下さい。

送付先 静岡市葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会館

写真コンクール係

E-mail : shizuoka@sz-gyosei.jp



By Nakamura

会員の動静 新入会員



なか むら まさ のり
中 村 真 徳

西遠支部
平成28年7月1日入会
中村真徳行政書士事務所
浜松市浜北区中瀬3957番地の9

〒 434-0012
TEL 090-5639-6641



みや もと よし ろう
宮 本 義 郎

富士支部
平成28年7月15日入会
宮本行政書士事務所
富士市厚原2183番地の24

〒 419-0201
TEL 0545-71-8111
FAX 0545-71-8111

〈コメント〉
身近な相談相手として、地域の皆様に親しまれるよう努力したいと思います。



かた かわ み か
片 川 美 香

志太支部
平成28年7月15日入会
片川行政書士事務所
藤枝市上青島435番地の7

〒 426-0036
TEL 090-9680-1836

〈コメント〉
駆け出しですので、ご指導・ご鞭撻の程よろしくお願ひします。



うす い ま ゆみ
臼 井 真 弓

三島支部
平成28年7月15日入会
ウスイ行政書士事務所
田方郡函南町間宮672番地9

〒 419-0123
TEL 055-948-9820
FAX 055-948-9820

〈コメント〉
誠実・親身・迅速に対応し、依頼者の信頼に応えられる行政書士を目指します。



しば ゆ り
柴 友 理

志太支部
平成28年7月15日入会
行政書士しば法務事務所
藤枝市大東町700番地の6

〒 426-0044
TEL 054-374-0077
FAX 054-374-0077

〈コメント〉
お客様の身近で頼れる存在になれるように、日々精進してまいります。



よし おか あい
吉 岡 愛

西遠支部
平成28年7月15日入会
吉岡愛行政書士事務所
浜松市東区豊西町997番地の2

〒 431-3102
TEL 053-434-4032
FAX 053-434-4032

〈コメント〉
熊本県出身で、大学生の子供が2人います。どうぞ宜しくお願ひ致します。



しら いし か おり
白石 香 織

志太支部
平成28年 7月15日入会
行政書士白石香織事務所
藤枝市藤岡5丁目12番9号

〒 426-0006
TEL 054-644-2667
FAX 054-644-2667

〈コメント〉

人事を尽くして天命を待つ、が信条です。税務協力団体に勤務していた経験を活かし頑張ります。



もり した ひろ もと
森 下 弘 基

熱海支部
平成28年 7月15日入会
森下行政書士事務所
熱海市昭和町17番34号 カミ
リアシーホワイト熱海306号

〒 413-0022
TEL 090-9906-7700
FAX 0557-81-6883

〈コメント〉

行政書士として、社会に貢献できるように、努力してまいります。



かん ざき とし あき
神 崎 敏 明

静岡支部
平成28年 8月1日入会
神崎行政書士事務所
静岡市駿河区南町14番
25-1403号

〒 422-8067
TEL 054-287-7996
FAX 054-287-7996

〈コメント〉

70歳を迎えますが、健康なうちには何かをやっていたと思い、やることになりました。



おお たき やす ゆき
大 瀧 保 之

西遠支部
平成28年 8月1日入会
行政書士大瀧保之事務所
湖西市吉美2826番地

〒 431-0441
TEL 053-576-1281
FAX 053-576-1281

〈コメント〉

再入会です。よろしくお願ひ致します。



み き かず と
見 機 和 人

清水支部
平成28年 8月1日入会
見機和人行政書士事務所
静岡市清水区草薙杉道三丁目
6番6号

〒 424-0885
TEL 054-374-0100
FAX 054-374-7100

〈コメント〉

フットワークは軽くをモットーに、「頼れる街の法律家」として地域貢献いたします。



たか はし まさ ゆき
高 橋 昌 幸

清水支部
平成28年 8月15日入会
高橋行政書士事務所
静岡市清水区吉川103番地の7

〒 424-0055
TEL 090-3501-8852
FAX 054-333-5011



さいとう てつ や
齋藤 哲也

富士宮支部
平成28年 8月15日入会
行政書士齋藤哲也事務所
富士宮市星山85番地の409

〒 418-0035
TEL 0544-68-9449
FAX 0544-68-9450

〈コメント〉

多くの方々が快適な生活を過ごすことが出来るよう、
全力でサポートさせていただきます。



うえ すぎ まさ よ
上杉 昌代

三島支部
平成28年 8月15日入会
上杉昌代行政書士事務所
駿東郡長泉町上土狩538番地 5

〒 411-0941
TEL 055-986-3510
FAX 055-987-9345

〈コメント〉

経験の浅い未熟者ですが、日々学ぶ姿勢を忘れず
進致します。ご指導の程よろしくお願い致します。



なが やま かつ み
永山 克巳

静岡支部
平成28年 8月15日入会
行政書士事務所すずらん
静岡市葵区足久保口組24番地
の11

〒 421-2124
TEL 054-296-2035
FAX 054-296-2035

〈コメント〉

お客様に幸福が訪れるよう、純粹、謙遜する気持ち
で、業務を行っていかうと思っています。



はら き まさ あき
原 木 政 明

静岡支部
平成28年 9月 1日入会
はらき行政書士事務所
静岡市駿河区手越原107番地の10
メトロポリタン石上A-101

〒 421-0131
TEL 054-270-9819
FAX 054-270-9819

〈コメント〉

誠意を持って業務に励みたいと思います。ご指導の
程、宜しくお願い致します。



かわ しま だい
川 島 大

静岡支部
平成28年 9月 1日入会
川島大行政書士事務所
静岡市葵区千代田六丁目14番
14-305号

〒 420-0803
TEL 090-1763-1742
FAX 054-903-8962



たけ なか とおる
竹 中 透

中遠支部
平成28年 9月15日入会
竹中透行政書士事務所
磐田市二之宮474番地 1

〒 438-0074
TEL 0538-88-9041
FAX 0538-88-9041

〈コメント〉

運動の秋、読書の秋、起業の秋。どうぞ宜しくお願
い致します。



すぐ
勝 呂 紀 子

静岡支部
平成28年9月1日入会
行政書士佐塚弘行事務所
静岡市葵区沓谷五丁目8番地
の18

〒 420-0816
TEL 054-261-4885
FAX 054-263-0287

法人成り

登録年月日	H28.8.15	支 部	西遠
従たる事務所の名称	行政書士法人SBCパートナーズ湖西支店	フリガナ	ギョウセイショシハウジンSBCパートナーズコサイシテン
〒	431-0411	所在地	湖西市入出570番地の1
TEL	053-578-0358	FAX	053-578-3058
代表社員	—	社員	小原 健嗣
登録年月日	H28.9.1	支 部	西遠
主たる事務所の名称	行政書士法人みそら	フリガナ	ギョウセイショシハウジンミソラ
〒	435-0013	所在地	浜松市東区天龍川町536番地の2
TEL	053-545-9171	FAX	053-545-9176
代表社員	塩崎 宏晃	社員	石川 高雄

届出事項の変更

氏名又は名称	支 部	変更後の事項	変更年月日
乾 貴 雄	西 遠	住 所 浜松市中区上島五丁目10番1号	H28.7.1
松 下 裕 子	西 遠	F A X 053-452-7216	H28.8.30
前 田 達 見	御殿場	住 所 御殿場市神山89番地の1 フォレストヒルズ205	H28.8.1
小 原 健 嗣	西 遠	事務所属性 行政書士法人の社員 名 称 行政書士法人SBCパートナーズ湖西支店	H28.8.4
岡 本 誠	静 岡	名 称 行政書士法人ケーワイ両替町事務所 郵便番号 420-0032 住 所 静岡市葵区両替町二丁目3番地の3 青葉小路第1号店 T E L 054-272-8052 F A X 054-273-2622	H28.6.30
宇 野 尚 人	富 士	T E L 0545-67-7510 F A X 0545-67-7510	H28.8.29
内 山 瑛	西 遠	郵便番号 430-0929 住 所 浜松市中区中央一丁目13番16号	H28.5.1
河 野 美 保	志 太	郵便番号 421-0217 住 所 焼津市上泉610番地の47	H28.3.7
塩 崎 宏 晃	西 遠	事務所属性 行政書士法人の社員 名 称 行政書士法人みそら	H28.9.1

氏名又は名称	支 部	変 更 後 の 事 項	変 更 年 月 日
石 川 高 雄	西 遠	事務所属性 行政書士法人の社員 名 称 行政書士法人みそら 郵便番号 435-0013 住 所 浜松市東区天龍川町536番地の2 T E L 053-545-9171 F A X 053-545-9176	H28.9.1
行政書士法人 ケ ー ワ イ	静 岡	事務所属性 従たる事務所廃止 名 称 行政書士法人ケーワイ七間町事務所 郵便番号 420-0035 住 所 静岡市葵区七間町4番地の3 静活ボウリングビル1階 T E L 054-272-1820 F A X 054-272-1821	H28.6.30

廃 業

氏名又は名称	支 部	事 務 所	廃業年月日
村 松 一 好	志 太	焼津市大島1428番地	H28.9.30
中 面 稔	裾 野	裾野市佐野1567番地の17	H28.9.27
井 澤 みさ子	裾 野	裾野市佐野732-1	H28.9.30
竹 澤 圭 吾	三 島	田方郡函南町柏谷1019番地の37	H28.9.12
落 合 敏 男	三 島	三島市中島71-3	H28.9.30
高 羽 勸	賀 茂	賀茂郡東伊豆町白田451番地の3	H28.9.30
松 下 登志男	西 遠	浜松市北区細江町気賀603番地の2	H28.8.31
富 永 公 文	西 遠	浜松市中区中島一丁目36番15号	H28.9.30
尾 藤 芳 彰	西 遠	浜松市東区積志町1936-1	H28.9.30
平 岩 吉 英	掛 川	掛川市金城66番地1	H28.7.31
浅 田 博	三 島	伊豆の国市寺家129番地	H28.8.31
澤 憲 司	志 太	焼津市三右衛門新田346番地の2	H28.7.11
大 貫 晃次郎	掛 川	菊川市青葉台三丁目6番地の13	H28.9.30
丸 山 幸 博	賀 茂	賀茂郡南伊豆町手石489番地の1	H28.7.14
大 村 千 秋	西 遠	浜松市北区初生町267番地の6	H28.9.30
浦 上 雅 己	中 遠	周智郡森町森1963番地	H28.8.31
入 江 貴 志	西 遠	浜松市中区山下町2番地1 ハイタウン山下3階 ビジネス支援施設ドリーム館B-7	H28.9.30
山 内 勝 枝	中 遠	磐田市上新屋566番地	H28.9.5

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏 名	支 部	事 務 所	廃業年月日	亨 年
高 桐 正 雄	静 岡	静岡市葵区松富4丁目8番2号	H28.9.15	99
中 村 徳 久	西 遠	浜松市西区雄踏町宇布見4083番地の2	H28.9.4	73
市 川 未 男	裾 野	裾野市深良1123番地の18	H28.8.16	67
西 島 嘉 道	田 方	伊豆の国市長岡1288番地	H28.8.13	74

会員数	1,547名
平成28年9月30日 現在	15法人

会 務 録 (要約)

平成28年 6 月24日から平成28年10月14日まで

会議・委員会名	開催日	会場	議題・テーマ
業務拡充 開発部門	著作権業務普及G	H28. 6 .24	<ul style="list-style-type: none"> 1. 今後の委員会等日程、内容等について 2. 行政書士がつくる著作物の会員利用について 3. 公教育の場での著作権相談員を中心とした講師養成について 4. CRIC等著作権に関する団体との連携及び文化庁・CRIC等が主催する著作権研修会の参加について 5. 著作権事例テキスト(改訂版)普及、販売について 6. 行政書士の契約書作成業務調査研究について
		H28. 8 .20	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成28年度著作権オープンセミナー
	6次産業化開発PT	H28. 8 .25	<ul style="list-style-type: none"> 1. 9月の委員会日程について 2. 今年度の事業計画について 3. 行政懇談会テーマについて
		H28. 9 .29	<ul style="list-style-type: none"> 1. 「行政書士会」の報告 「国際観光誘客対策への行政書士の活用を」 2. 「視察研修計画」について
	中小企業支援業務 開発PT	H28. 8 .16	<ul style="list-style-type: none"> 1. 事業価値を高める経営レポート作成のための準備 2. 新しい知的資産経営報告書(短縮版)の作成についての打ち合わせ
		H28. 9 . 6	<ul style="list-style-type: none"> 1. 「事業価値を高める経営レポート静岡版作成を目的とした企業訪問 会議でまとめた、経営レポートのフォーマットを実際に使用するため代表者へのヒアリングを実施
		H28.10.12	<ul style="list-style-type: none"> 1. 事業価値を高める経営レポートA3版静岡版についての目的・定義についての確認 2. 住ケン静岡の知的資産経営報告書の簡易版(2016年版)の作成の続き
	補助金業務普及PT	H28. 8 .19	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成28年度第1回講習会に付いて 2. 今後の活動に付いて
		H28. 8 .30	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成28年度第1回講習会に付いて 2. 今後の講習会開催(2回目)に付いて 補助金申請時における「採択され易い書類作成の仕方」をメインテーマに、講師等も含め今後詳細については検討 3. 今後実行開催される、BCPの講習会に付いて、補助金PTとしても協力することを確認
		H.28. 9 .21	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成28年度第1回講習会研修及び分析 2. 今後の活動に付いて
	補助金業務普及PT 小委員会	H28. 8 .19	<ul style="list-style-type: none"> 1. 補助金業務普及PTの報告 2. BCPの報告
	特定行政書士法定 研修PT	H28. 7 .30	<ul style="list-style-type: none"> 1. 法定研修第2日目の運営
H28. 9 .10		<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成28年度特定行政書士法定研修 全講義を予定どおり終了した 10月23日行われる考査につき、予定等を説明 	

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
業務拡充 開発部門	公共嘱託拡大PT	H28.8.2	本会3階会議室	1. 中電送電課よりの質問に対する対応について 2. 森林法に関わる職務上請求書の使用可能性について
		H28.8.25	本会3階会議室	1. 中部電力からの依頼について 2. H28年度上期未処理台帳整理業務進捗状況について 3. 担当業務について、会長印を要さず処理できる方法について検討 4. 浜松市、牧之原市等への公共嘱託拡大について
	業務開拓PT	H28.9.28	本会3階会議室	1. 「特定農林水産物の登録」(地理的表示方法)の進行状況の報告 2. 今後の活動について
	講習会内容検証PT	H28.8.5	本会3階会議室	1. 講習会アンケートについて 2. 役割分担について
業務普及 推進活動 部門	農地土木委員会	H28.9.15	シズウェル 第3講習室	1. 東部・西部の講習会について
	運輸委員会	H28.7.8	静岡県社会福祉会館 シズウェル601号室	1. 日行連推奨書式による車庫証明代理申請の講習会 2. 車庫証明講習会終了後の考査を開催
		H28.9.14	本会3階会議室	1. 新規出張封印代行取扱者業務講習会について(準備) 2. 今後開催する講習会打ち合せ 3. 12月開催の愛知会との意見交換会の打ち合せ 4. 会員からの要望 自動車の登録手続き(車庫証明を含む)について 5. 第7分科会について
		H28.9.14	本会3階会議室及び 静岡県自動車会議所	1. 出張封印新規取扱者講習会準備(午前中) 2. 新規出張封印代行取扱者業務講習会(午後)静岡県自動車会議所
	運輸小委員会	H28.8.8	本会3階会議室	1. 出張封印新規取扱者講習会について 2. 車庫証明の新様式について
		H28.8.25	本会3階会議室	1. 出張封印講習会について 2. 車庫証明の新様式について
		H28.9.26	本会3階会議室	1. 行政懇談会の今後の課題について 2. 出張封印取扱者の推薦について 3. 法人の所在証明書又は営業証明書について 4. ディーラー回りのための打ち合せ
		H28.10.5	日本自動車販売協会 連合会静岡県支部	1. 出張封印取扱者新規に推せんする者の推せん状を自動車会議所に提出。
	環境委員会	H28.7.22	本会3階会議室	1. 行政懇談会のテーマ選定について 2. 富士市の(株)イーシーセンターの海野社長(産廃協会の青年部会長)からの申し出について(関係資料配布あり) 3. 「食品廃棄物の適正処理に係る研修会」の報告 4. c o c o一番屋の廃棄カッを横流ししたダイコー事件の件について 5. 11月15日講習会の準備 6. 作成資料の内容確認
		H28.8.18	本会3階会議室	1. 講習会資料の確認 2. 産廃協会青年部との話し合いについて
		H28.10.11	本会3階会議室	1. 産廃収集運搬業許可申請の手引書作成について 2. 手引書印刷の色数などについて 3. 講習会の進行について

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
業務普及 推進活動 部門	建設業委員会	H28.7.26	本会3階会議室	1. 業務講習会の準備 2. 8月5日開催の主任審査員会議について 解体工事業に関する審査方法の説明及び研修を行うこと 3. 第2回業務講習会の議題について 4. 建設業課との意見交換会について 5. 経審申請に於ける解体工事業の取扱いについての意見交換
		H28.8.5	本会3階会議室	1. 主任審査員会議の準備 2. 第2回業務講習会のテーマについて 3. 建設業課との意見交換会について
		H28.9.16	もくせい会館1階	1. 第2回業務講習会開催について 2. 第1回ワーキング実施報告について 3. 建設業の許可手引き別冊版について
	建設業小委員会	H28.8.3	本会1階相談室	1. 事前審査員の増員に伴う報酬額の再計算について 2. 行政懇談会の議題の検討
	中小企業支援委員会	H28.8.19	本会3階会議室	1. 環境賞補助金についての説明会 2. 講習会の委員参加方法の徹底 3. 県の条例化について 4. 創業支援について 5. 事業計画について 6. 企業法務について 7. 研究会について
	中小企業支援小委員会	H28.8.30	県庁等	1. 県庁経済産業部経営支援課訪問
	中小企業支務業務 開発PT 中小企業支援委員会 法人・企業法務委員会 合同会議	H28.9.21	シズウェル 102会議室	1. 行政懇談会報告 2. 各担当者による事業報告 3. H29年2月23日の講習会の内容について 4. 新条例への働きかけについて 5. BCPについて 6. 創業して企業支援をするために必要なことについて検討中 7. 12月に開催予定の事業計画に関する講習会について 8. 今年度の研究会に内容について 9. 事業承継支援の主な流れ及び業務内容の振り分けについての講習会を実施することを検討している
	相続家事委員会	H28.7.15	本会3階会議室	1. 会員からの質問と回答 2. 講習会の日程 3. 講習会のテーマ：民事信託（家族信託） 4. 講習会の会員への周知
		H28.8.18	本会3階会議室	1. 平成28年度無料相談会について 2. 11月10日の講習会資料検当
		H28.9.21	本会3階会議室	1. 会員からの相談について 2. 信託法概説講習会テキストの読み合わせ
	風俗保健委員会	H28.8.10	本会3階会議室	1. 講習会について 2. 会員の提出書類についての県警からの注意に対する対処 3. 最近の事例について 4. 用途地域証明について
		H28.8.19	静岡中央警察署 本部別館	1. 静岡県警（生活安全部）表敬訪問
H28.10.7		本会3階会議室	1. 来年実施の講習会について 2. 関地協風俗営業保険業務連絡会実施に向けた対応 3. 委員会日程の検討	

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
業務普及 推進活動 部門	国際委員会	H28.7.29	本会1階相談室	1. 名古屋入管局・同浜松出張所・在浜松総領事館表敬訪問結果 2. 11月29日開催の講習会テーマについて 3. 初心者向け講習会について
		H28.9.28	本会3階会議室	1. 入管業務初心者講習会の段取り打合せ 2. 11月29日開催の第2回講習会について
	法人・企業法務委員会	H28.10.7	もくせい会館第一会議室	1. 医療法並びに社会福祉法改正に関する講習会
	報酬額G	H28.10.11	本会3階会議室	1. 報酬額調査票の科目・業務内容の仕分け方法の再考
協同事業 部門	ADR運営管理G	H28.8.9	本会3階会議室	1. 弁護士会との交渉について 2. 規則と規程について 3. 当初は外国人と日本人のADR業務とするが、認証後は、業務範囲を拡大していく
		H28.9.16	本会3階会議室	1. 法律事務所との協定締結について 2. ADRセンターの組織体系について 3. ADRセンターの理事会への対応について
		H28.10.4	本会3階会議室	1. 長野弁護士との協定 2. 弁護士に相談する事例 3. 紛争のフロー図 4. 内部指針について 5. センター長と副センター長の任命 6. 運営委員 7. その他
	成年後見サポートセンター 静岡県支部支援G	H28.8.23	本会3階会議室	1. 入会前研修の募集状況について 2. 入会前研修の役割分担について 3. コスモス静岡の幹事会・総会について
	公共育出前講座G	H28.9.1	本会3階会議室	1. 11月8日開催「講師養成研修会」について 2. 出前授業をする学校への営業活動について 3. 県議会の委員との懇談会へ出席予定 4. 静岡産業大学冠講座の総括について 5. 6月30日に開催の常葉大学法学部の授業についての総括について
研修監理 部門	講習会研究G	H28.7.20	本会3階会議室	1. 講習会アンケート分析検証 2. 動画配信について
		H28.8.24	本会3階会議室	1. 講習会アンケート分析動画検証 2. 講習会アンケート提案書 3. 動画配信規程作成について
		H28.8.30	もくせい会館2階	1. 講習会動画撮影
		H28.10.12	本会3階会議室	1. 2016/8/30開催講習会動画について 2. 講習会アンケート提案書について 3. 動画配信規程・マニュアル作成について 4. その他
会務監理 部門	経理委員会	H28.7.19	本会3階会議室	1. 予算執行状況の点検、照査について 2. 支部報告（会計アンケート）の検証について 3. 支部交付金等の予算書及び決算書作成ガイドラインについて
		H28.9.6	本会3階会議室	1. 予算執行状況の点検、照査について 2. 支部交付金等の予算書及び決算書作成ガイドラインについて 3. 内部会計監査（一部業務監査含む）について

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
会務監理 部門	法務委員会	H28.7.29	本会3階会議室	1. 請願状況の報告及び今後について 2. 役員を選任について協議
		H28.8.23	本会3階会議室	1. 非行政書士による行政書士法違反事例の報告について 2. 会長の選任について
	広報委員会	H28.7.29	本会3階会議室	1. 情報誌「Beside」印刷の件 2. 情報誌(22号)の編集会議
		H28.9.2	本会3階会議室	1. 会報誌2016年秋号及び情報誌22号の校正作業
	広報委員会 無料電話相談会	H28.10.1	本会3階会議室	1. 広報月間電話による無料相談実施
		H28.10.2	本会3階会議室	1. 広報月間電話による無料相談実施
		H28.10.3	本会3階会議室	1. 広報月間電話による無料相談実施
	広報小委員会	H28.7.15	本会3階会議室	1. 会報誌夏号及び情報誌21号の校正作業
		H28.7.22	本会3階会議室	1. 会報誌夏号及び情報誌21号の校正作業
		H28.8.17	本会3階会議室	1. 情報誌のレイアウト等変更について、池田屋印刷(株)担当者との協議 2. 弁護士鈴木のり子様への継続的原稿依頼
		H28.9.16	本会3階会議室	1. 会報誌・情報誌の校正作業
		H28.9.29	本会3階会議室	1. 会報誌・情報誌の校正作業
		H28.10.6	本会3階会議室	1. 会報誌秋号・情報誌22号の校正作業
	行政書士試験実行G	H28.8.8	本会3階会議室	1. 実行委員会構成員の決定 2. 平成28年度試験の確認、変更事項につき後藤会場責任者から説明 3. 平成28年度静岡会マニュアル変更箇所の検討と決定 4. 今後の日程について調整
				H28.9.8
		H28.10.7	本会3階会議室	1. 「試験監督員、試験本部員説明資料」の内容確認(チェック) 2. 「行政書士試験事前説明会次第」の内容確認(チェック) 3. マニュアル全般の修正確認と最終決定
	危機管理G	H28.7.11	本会3階会議室	1. 会員対応マニュアルの校正作業について 2. 災害対策本部設置運営マニュアルの校正作業について 3. り災証明についての実態を調査することについて 4. 28年度関地協への対応について
	危機管理担当G	H28.8.31	本会3階会議室	1. 三島市との支援内容打ち合わせ会の結果報告について 2. 対策本部マニュアルの発行状況について 3. 関東地方協議会提案協定の審査結果の報告について
	関地協対応PT	H28.7.27	本会3階会議室	1. 関地協の予算について 2. 連絡会当日に行う分科会ものは、環境、運輸、月俗とする 3. 災害協定の原案をまとめる
	関地協PT	H28.9.26	本会3階会議室	1. 関地協連絡会の進行表(案)に沿って打合せ
申請取次行政書士監理委員	H28.7.28	本会3階会議室	1. 申請取次届出済証明書交付対象者への研修	
	H28.9.29	本会3階会議室	1. 申請取次届出済証明書交付対象者への研修	
建設業経営事項 事前審査主任審査員	H.28.8.5	シズウェル601	1. 事前審査上の問題点や課題について 2. 主任審査員としての役割について 3. 解体工事業新設に伴う事前審査業務の勉強会実施 4. その他	

living room

「とんぼ」

静岡県行政書士会 会長 岸本敏和

赤とんぼが飛んでいる。目の前にきたかと思うと、すうっと離れて屋根より高く舞っている。子供の頃は、たも網で捕まえようと走り回ったが、今は眺めるだけである。蜻蛉とも書く。風が揺らいで見える。わずかであるがぼんやりとした景色の中に蜻蛉が飛んでいる。蜻蛉は“かげろう”である。

49日の法要が済んだことを知らせる手紙が届く。かげろうは彼であったか。やっとあなたの死に向かうことができる。8月の初旬に急逝したあなた。しばらくは考えることができなかった。20年来の付き合いだった。出棺には、制服姿のボーイスカウトの人達が最敬礼で見送っていた。まだまだあなたの明日が続くと思っていた。みんなの前では、私のことを“会長”と呼んでいたが、二人の時はいつも“きしもっちゃん”と云っていた。

そんなどうでもいいことを何故か思い出す。会者定離とは。判っているものの儚さだけが体を包み込む。世は無常なのか？無常とは、常ならずか。刻々と移り、変化し、生滅流転するもの。それはまさに生命だ。20歳の私はもうここにはいないし、70歳の私にも会えないかもしれない。今、在るのは62歳の私だけである。だから何なのだ。

だから今日も生きていくのである。ふと立ち止まりたいときがある。しかし、止まることなく生き続けなければならない。かくれんぼと同じである。“もういいかい？”“まあだだよ！”である。“もういいよ”が聞こえるまでは、歩き続けなければならない。

ふと窓の外に眼をやる。息を飲むようなマリゴールドの夕陽が落ちてゆく。明日の朝には、きっと違った色で昇ってくるであろう。無常を、儚さを嘆くことは無い。どんな状態でも、今を生きているのである。なすべきことは何か？伝えるべきことは何か？何もしないこともひとつの選択ではあるが、そうもいかない。課題が山積している。

この原稿も完成しなければならない。あの会議にも出席しなければならない。あそこにも出張しなければならない。あの人の相談にも応じなければならない。あの書類も作成しなければならない。あの本を読んでおかなければならない。

あの研修会にも出席しなければならない。依頼された書籍の原稿も執筆しなければならない。飲み会にも参加しなければならない。

しなければならないことが…。ここまで書いて気が付く。すべて～“しなければならない”である。30数年前の開業時の頃は、毎日が死ぬほどにヒマであった。忘れていた。すべては“させて戴く”であった。“とんぼ”から“へたくそな詩人”になりそうであったが、あっという間に現実にもどる。とんぼのイメージが一瞬であるが、私をかげろうの世界に連れて行った。とんぼは、別名「勝ち虫」と言われ（後ろに下がらず、前にしか飛ばないことから）古来より縁起の良い生物であった。織田信長や前田利家等の戦国武将の兜の前立てには、とんぼがあしらわれていた。詩人はあきらめ、本来こちらの“とんぼ”でこのサロンを書くべきであった。

山積みの課題は、“させて戴く”の精神で乗り切ろう！

平成28年10月1日



静岡県行政書士会ホームページ会長サロンと同時掲載

つぶやき

後期高齢者という括りがちつく年齢、願わくは後期は光輝・幸喜でありたい。そのための「終の生き方は？」と、多少の焦りを感じつつ日々自問している。

それにしても秋風の吹くこの時期は、もとより自分ごときが俳聖の思いの深さなど推し量るべくもないのだが、芭蕉の一句が何とももの侘しい。

“野ざらしを 心に風の しむ身かな”

ネガティブ、いえナイーブなのですか？

深夜、泥酔して朦朧とする意識の中で寝床にダイブした日。深い眠りの中にどっぷり浸かっている明け方に限って、あの悪魔がやってくる。そう、『こむらがえり』である。無意識下で危険信号が点滅しているのにも関わらず、思わず「ん〜〜っ」て伸びをしてみた瞬間、右足ふくらはぎの筋肉が雷の駆け抜けたような悲鳴を上げる。一気に脂汗が吹き出る中、それでも過去の経験則から痛み堪えて一生懸命脚を伸ばしてジ〜と嵐が去るのを待つ。そう、数十秒間耐えれば『こむらがえり』なんか怖くないのだ。

数分後、「3:48am」を示す青白い液晶を涙目の端に捉えた瞬間、嵐が去ったボクの身体は睡眠を求め彷徨う。まだ起きるには早すぎる、日の出までには時間がある。少しずつ眠りの沼に沈みかけた、その瞬間、再びふくらはぎに痛撃が奔る。今度は左足！右足の痛

みの余韻が残るのに、えげつない波状攻撃に眠気はすっ飛ばす…身体はこんなに眠りを求めるのに、妙に気持ちが高ぶって目が冴える。布団から跳ね起きる。もう今日は、眠れそうもない… 眠れない秋の夜長

大学時代の友人達と年に1・2回集まるのだが、最近、そのうちの一人から大学野球やラグビーの観戦によく誘われる。先々月も、「東京六大学の応援団が開催するイベントが有るから行かないか。」と誘われ、もう一人の友人を加えた三人で観に行ってきた。

その帰り居酒屋に。彼の家族は奥さんと娘さんが三人で男は彼ひとり。高校生の長女とは「一年半ちゃんとした会話が無い。」とのこと。

誘いが増えた訳を納得。

如雲齋

編集後記

猛暑と台風による災害も多かった今年の夏。施設の中で溺死した高齢者、泥まみれの家の後片付けに追われる被災者、丹精した野菜や果実の無残な姿に茫然自失の農家の人々。自然災害の爪痕に力なく肩を落とすばかりです。リオオリンピック、パラリンピックでは最後まで諦めず頑張った結果を残したアスリート達に元気もらいました。静岡県出身選手の活躍もありました。卓球の水谷選手、400メートルリレーの飯塚選手の映像は何度も何度も流れ目に焼き付きました。4年後の東京が楽しみです。

訳あってジュリーこと沢田研二のライブコンサートに行ってきました。2年後には古希を迎える人とは思えない舞台の上での活発な動きと声量。静岡市市民文化会館はそれなりの年齢の聴衆で満員。その3分の1のファンは2時間強のステージ立ちっぱなし。身体でリズムを取ったり手をたたいたり。頑張るシニア？世代の姿でした。一方東京会所属の行政書士生島清身さんの“en活”創作落語「天国からの手紙」&講演会「笑ンディングノート」を聴講しました。会場は終活を考えるシニアで満員。時には笑い時にはメモを取ったりして遺言やエンディングノートについて熱心に聴講しておりました。法律家と呼ばれる行政書士・司法書士・弁護士ということで行政書士をしっかりと広報していましたし講義も上手でした。じっくりとすそ野を広げるこんな広報活動もあるんですね。

10月は行政書士制度を広く知っていただくための広報月間。県民のための無料相談を開催しました。

平成28年度官庁訪問

平成28年10月14日

担当 榛原支部

訪問先 吉田町役場

議 題 用途廃止標準処理期間について
静岡県議要請書士会防災マニュアルの説明



訪問先 牧之原市

議 題 道路内民地について
道の指定について
静岡県議要請書士会防災マニュアルの説明



行政書士は 頼れる街の法律家

行政書士は、
さまざまな許認可や届出、
遺言や相続、契約などの
相談から書類作成まで
全力でサポートします！

モデル / 小島 瑠璃子



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
静岡県行政書士会

後援：総務省・静岡県

特定行政書士が誕生しました

平成28年度 行政書士制度広報月間10月1日～10月31日



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 岸本敏和 編集 広報委員長 高林和子

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846

発行年月日 平成28年10月31日